ＩＳＳＵＥ　ＢＲＩＥＦ

アスベスト問題とその対応策

国立国会図書館　ISSUE BRIEF NUMBER 495(SEP.30.2005)

かつては「奇跡の鉱物」、「魔法の鉱物」と重宝され、利用されてきたアスベスト（石綿）が、いまや「静かな時限爆弾」と恐れられ、大きな社会問題として注目されています。

本号は、アスベストの使用状況、健康被害、飛散防止・適正処理対策、諸外国の対策、被害の救済と今後の対応策等について要点をとりまとめたものです。付表として、国会審議の経緯、現行の主な法規制、行政の対応等を一覧できる資料を添付しました。

国会におきましては、アスベストによる健康被害者の救済を目的とする新法制定の必要性が提起されております。本号が、国会における立法および国政審議の参考として、議員の皆様のお役に立つことを願っております。

調査及び立法考査局長
松　橋　和　夫

調査と情報
第４９５号

目次

はじめに　(山崎隆志)　1

Ⅰ　問題の発端　(山崎隆志)　2

Ⅱ　我が国におけるアスベストの使用状況と健康被害

1　アスベストの使用状況と代替化の動向　(土屋慎一・山口 聡)　3

2　アスベストを原因とする疾病の現状と今後の予測　(堤　健造)　5

3　アスベスト関連疾患と労働災害補償、損害賠償訴訟　(伊東雅之)　6

Ⅲ　我が国におけるアスベストの飛散防止・適正処理対策

1　建築基準法とアスベスト、改修・解体時の対策　(大塚路子)　8

2　学校のアスベスト対策　(田中久徳)　9

3　アスベスト廃棄物対策　(中村邦広)　11

Ⅳ　諸外国におけるアスベスト対策

1　国際機関の動向　(柳澤房子)　12

2　主要国のアスベスト規制　(伊東雅之)　14

3　アメリカのアスベスト被害とアスベスト被害補償法案　(田中　敏)　16

Ⅴ　アスベスト被害の救済と今後の対応策

1　被害者救済のあり方　(中村邦広)　17

2　今後の被害防止対策　(中村邦広)　19

3　行政責任の検証　(中村邦広)　19

＜付表＞　我が国におけるアスベスト対策の推移

1　アスベストに関する国会審議の経緯（1958.4～2005.8）

2　アスベストに関する現行の主な法規制（概要）

3　アスベスト問題と行政の対応（1947.9～2005.8）

はじめに

「奇跡の鉱物」、「魔法の鉱物」ともてはやされたアスベスト（石綿）が「悪魔の鉱物」、「殺人繊維」、「静かな時限爆弾」と恐れられる大きな社会問題としてクローズアップされている。アスベスト被害は、従業員の労働災害にとどまらず、家族や周辺住民をも巻き込んだ公害問題の様相を呈している。また、アスベストを使用した建築物も建て替え時期を迎え、解体に当たって飛散防止を厳守しなければ被害は今後ますます拡大すると予想される。これまで様々な対策もとられてはいるが、国の過去の対応の遅れが被害を拡大させたとの指摘もあり、解決すべき問題も数多く残されている。

政府は、アスベストによる健康被害が次々と表面化する中、健康被害を受けたが、労働災害補償を受けずに死亡した従業員や、労働災害補償の対象外である家族および工場周辺住民を幅広く救済するため、新法を制定する方針を固めている。

現行制度では、中皮腫等のアスベスト関連疾患による健康被害に対する補償は、従業員には労働災害補償制度が適用されるが、家族や工場周辺住民には適用されない。さらに、労働災害補償を受けられずに死亡した従業員も「死後 5 年以内」の申請期限を経過していればこの制度は適用されない。

政府は、公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）による救済はできないと判断したと伝えられる。すなわち、中皮腫は潜伏期間が 30～40 年と長く、被害を起こした企業や汚染の範囲を特定することは困難で、また、その補償の対象は公害の指定地域に一定期間居住の周辺住民に限定されている。このため、公健法の適用条件である「相当範囲にわたる著しい大気の汚染」の影響により健康被害が起きているには該当しない。従業員が家に持ち帰った作業服から飛散したアスベストを家族が吸引した場合等には、大気汚染には該当しない。企業が排出したアスベストと住民の健康被害の因果関係を立証することも困難である[1]。

国会に提出予定の新法の骨子は、新聞報道等を総合すれば、概要次のとおりである。①死後 5 年経過し、申請期間が終了したため労働災害補償を受けられなかった従業員の遺族に対しては、遺族年金など労働災害と同程度の給付額にする方向で調整している。②本来、労働災害の対象ではない建設業などの一人親方や個人事業主のほか、工場従業員の家族や周辺住民という現状では適用される制度のない人々に対しては、一時金などを支払うことで検討を進めている。③財源は汚染者責任に基づく企業の責任を明確にするため、アスベスト関連業界に拠出を求める。しかし、規制が進むなかで責任を負うべきアスベスト関連企業が倒産や解散をしていることも多い。現存企業だけに負担を求めると業界に不公平感が残るため、国も一部を負担する方針である。④給付内容については、国民年金に未加入であったため、障害基礎年金を受け取れない無年金障害者を救済するための特定障害者給付金支給法と同様に、福祉的措置として被害者対策を図る予定である[2]。

本小冊子は、新法制定等に際して審議の参考となるように、早急な対応が求められるアスベスト問題の要点をとりまとめ、アスベスト被害の救済と今後の対応にあたっての課題をとりまとめたものである。

---

[1] 「石綿被害の救済拡大　家族や周辺住民　新法、来年に　政府決定」『日本経済新聞』2005.8.26,夕刊.
[2] 「石綿被害　時効でも労災並み給付　新法案　住民らには一時金」『朝日新聞』2005.9.10.；「石綿新法中皮腫は原則救済　政府方針　財源、国も一部負担」『日本経済新聞』2005.9.13.

Ⅰ　問題の発端

◇　「クボタ」等によるアスベスト死の公表

大阪市の大手機械メーカー「クボタ」は、平成 16（2004）年 10 月のアスベスト（石綿）使用の原則禁止措置を受け、使用企業の責任として情報開示方針を決定した。これに従い、また、周辺住民からの死亡例の相談等もあり、平成 17 年 6 月 29 日、アスベスト水道管を製造していた兵庫県尼崎市の旧神崎工場の従業員や出入り業者が肺がんや中皮腫（胸膜や腹膜のがん）を発病し、78 人が死亡していたことを公表した[3]。

この報道を発端として、ニチアス 166 人、ミサワリゾート 24 人、エーアンドエーマテリアル 23 人、日本バルカー工業 20 人、石川島播磨工業 20 人、三菱重工業 17 人、太平洋セメント 16 人、住友重機械工業 14 人、三井造船 14 人等、建材、造船、鉄道車両製造、自動車関連、電力・ガス等の全国のアスベスト関連業者による従業員（退職者を含む）の死者数がおおやけにされ、被害の実態が次々と明らかにされた[4]。

◇　行政サイドの調査結果の公表

7 月 15 日に経済産業省が公表したアスベスト製品の製造業者の被害調査結果によると、アスベストとの因果関係が不明のじん肺を含めた死亡者数は 374 人（8 月 22 日現在 391 人）、治療中は 88 人（同 92 人）に達している[5]。また、8 月 26 日に同省が発表したアスベスト製品を製造していない業者の調査結果では、アスベストが原因で病気になった人は 74 人（うち 60 人死亡）とされている[6]。

国土交通省も 7 月 21 日に造船業者について 85 人死亡（うち中皮腫による死亡 68 人）、療養中 19 人と発表している[7]。8 月 26 日に同省が公表した運輸関連事業者の従業員（退職者を含む）の健康被害調査結果では、疾病者は 172 人（うち 130 人が死亡）となっている[8]。

一方、厚生労働省の人口動態調査結果によると、統計のある 1995 年以降、アスベストが原因の中皮腫の死亡者は 6060 人を記録し、今後の激増が心配されている[9]。

◇　家族及び周辺住民の健康被害

アスベストの健康被害は、従業員に限らず、クボタ元従業員の妻も、洗濯等で夫の作業服に付着したアスベストの吸引によると見られる中皮腫での死亡が判明している。さらに、クボタの工場周辺住民からも健康被害が訴えられ、34 人の死亡者（うち 31 人が中皮腫）が発生している[10]。このようにアスベスト被害は、従業員の労働災害にとどまらず、家族や周辺住民をも巻き込んだ公害問題の様相も呈している。被害は今後ますます拡大すると予測されており、早急な救済や対応が望まれている。

---

3 「クボタ社員ら　“石綿死”10 年で 51 人　工場周辺住民も 2 人」『毎日新聞』2005.6.29,夕刊.

4 「石綿遅すぎた禁止　WHO 危険断定の 15 年後　縦割り行政動けず」『日本経済新聞』2005.7.14.

5 「経済産業省の所管に係る企業のアスベストによる健康被害の状況の結果について」
＜http://www.meti.go.jp/press/20050826002/higaichousa-set.pdf＞

6 同上

7 「造船業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について」
＜http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/10/100721_2_.html＞

8 「運輸関連企業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について」
＜http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010826_.html＞

9 「「労災」から「公害」へ　拡大するアスベスト関連死　周辺住民健康被害　国が緊急調査」『讀賣新聞』2005.7.7.

10 「中皮腫、住民 31 人死亡　旧神崎工場周辺　クボタに相談」『日本経済新聞』2005.7.18.

Ⅱ　我が国におけるアスベストの使用状況と健康被害

1　アスベストの使用状況と代替化の動向

アスベスト（石綿）とは、溶岩が細い繊維状に冷え固まった鉱物で、蛇紋石系のクリソタイル（白石綿）、角閃石系のクロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトがある。これらのうち、青石綿、茶石綿、白石綿がよく使われた。

（1）過去の使用状況

①耐熱性、耐薬品性、熱や電気の絶縁性に優れ、②曲げや引っ張りに強く、③安価で入手できる、などの優れた特性を持つアスベストは、最盛期にはおよそ 3 千種類の製品に使われた。その多くは、鉄骨の耐火被覆や断熱・防音用として事務所や店舗、駅などの公共施設の建材に吹き付けたり、また、スレートやサイディング材として、住宅や工場などの屋根や天井、壁などに使われた。建材以外では、自動車などのブレーキやクラッチなどの摩擦材、配管や機器などの継ぎ目からの流体漏れを防ぐシール材、電線の被覆材、機械・器具の断熱材、ボイラーやタービンの保温材などの工業製品にも使われた。

我が国のアスベストの採掘は昭和 49（1974）年に終わり、消費量のほとんどは輸入に頼ってきた。輸入量は昭和 30 年代後半から急増し、昭和 49 年の 35 万トンをピークに年間 30 万トン前後で推移したが、平成 2 年以降、減少傾向を辿っている[11]。

（2）アスベストの代替化の動向

飛散性アスベスト製品については、健康への影響が問題化したため、昭和 50 年代以降、代替化が進んだ。吹き付け材としてアスベストを使うことは、特定化学物質等障害予防規則の改正により、昭和 50 年以降原則的に禁止され、代わりに、人造で繊維の太いロックウールが使われるようになった（但し、アスベストを含んだ吹き付けロックウールは昭和 50 年から 55 年にかけて使われた）。

これ以外のアスベスト製品についても、昭和 50 年代以降になって、アスベスト代替繊維とそれを使った代替製品の開発が急速に進められた[12]。しかし、代替品は機能やコスト面でアスベストに劣り、また、アスベスト製品でも管理して使えば安全との認識[13]があったため、積極的な代替要求がなく[14]、すぐには普及しなかった。スレートやサイディング材などの建材については、平成 2 年ごろから、パルプやビニロンなどのアスベスト代替繊維を使った代替製品の普及やアスベスト含有率の低減化が進んだ[15]。しかし、建材ではアスベストが固化されて飛散の恐れがないこと、中小企業が多く新材料の開発投資が難しいこと[16]などから、アスベスト含有製品の製造・使用が続

---

11 「日本におけるアスベストの輸入量」社団法人日本石綿協会ホームページ掲載資料＜http://www.jaasc.or.jp/＞

12 塗師哲夫「ポスト・アスベスト開発の現状」『工業材料』35 巻 11 号,1987.8,p.30.

13 『無機新素材産業対策調査報告書 石綿含有低減化製品等調査研究 平成 12 年度（平成 12 年度通商産業省委託）』日本石綿協会 2001,p.35.

14 同上,p.27.

15 同上,p.35.

16 塗師 前掲論文,pp.33-34.

けられた。また、自動車の摩擦材については、1987 年以降の欧米各国での規制強化の動向を受け、アラミド繊維やスチール繊維を使った代替製品の開発が進んだ[17]が、需要家側のコスト優先の意識もあり[18]、代替化の完了は平成 7 年以降となった[19]。

（３）国のアスベスト使用規制とアスベスト使用の現状

国は、各企業が自主的に使用を中止した青石綿（昭和 62 年使用中止）と茶石綿（平成 5 年使用中止）については、平成 7 年、労働安全衛生法施行令を改正し、輸入・製造・使用を禁止する措置を取った。さらに、白石綿についても、平成 16 年 10 月、代替化が可能と判断された建材、摩擦材、接着剤など 10 種類の製品の輸入・製造・使用を原則禁止した。このような規制により、アスベストの輸入量はさらに激減した。平成 7 年におよそ 19 万トンだった輸入量は、平成 16 年に 8 千トン、平成 17 年上半期で 59 トンとなった[20]。

しかし、アスベストを含むシール材などは、安全確保などの観点から代替化が困難と判断され、使用が認められている。特に、原子力関連施設や化学プラントで使われるシール材については、アスベスト並みの耐熱性や耐圧性、耐腐食性を両立させる代替品の開発が技術的に相当難しく、安全面での懸念も大きい。アスベスト製品と比べ、代替品のコストは数倍かかる[21]。

また、アスベストの含有率が 1%以下の製品は禁止対象となっていない。アスベストの輸入・製造・使用の実態がわからないため、禁止対象となっていない製品もまだあるかもしれない状況である。

環境省によると、アスベストを含んだ工業製品などを製造する事業所が全国で 42 箇所存在するが、ここには、都道府県などに届け出る義務のない中小の事業者などは含まれていない。また、経済産業省によると、電動自転車や電気温水器など家庭用品に使われるアスベスト含有部品 19 製品が、現在でも製造されている。アスベストを輸入・製造・使用した事実を網羅的に把握できる体制づくりが必要であろう。

（４）今後の代替化促進対策

厚生労働省と経済産業省は、平成 17 年 7 月、アスベストの輸入・製造・使用を認められている製品について、平成 20 年の全面禁止を待たずに、自主的に代替化を急ぐよう各業界団体に要請した[22]。厚生労働省は、専門家検討会で使用実態調査と代替化の可能性について検討を進めており、平成 18 年 1 月を目処に結論をまとめる予定である。経済産業省でも専門家委員会を設置し、代替品の研究開発支援を進める[23]。他方、アスベスト代替品による健康影響は十分に解明されておらず、引き続きその安全性について、科学的な検討を行うことも必要である[24]。

---

17 紺野常雄「ブレーキ、クラッチ用ノンアスベスト材の開発動向」『トライボロジスト』38 巻 5 号, 1993.5,pp.55-60.
18 「アスベスト禍　不作為のとがめ　中　自主性なき企業のツケ」『日本経済新聞』2005.8.1.
19 石綿の代替化検討委員会「石綿の代替化検討委員会報告書」2003.3
＜http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/04/h0404-4a.html＞
20 厚生労働省「アスベスト問題に関する厚生労働省の過去の対応の検証」2005.8.26,p.39.
＜http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/topics/dl/050826-3a.pdf＞
21 「アスベストの代替品　課題は複数性能の両立」『日刊工業新聞』2005.8.16.
22 「アスベスト「08 年待たずに禁止」経産・厚労省　20 業界団体に要請」『東京新聞』2005.7.21,夕刊.
23 「脱アスベスト助成　2 億円予算経産省要求　代替品開発など支援」『朝日新聞』2005.8.26.
24 相沢好治「アスベスト被害　不安解消へ包括対策必要」『読売新聞』2005.8.15.

2　アスベストを原因とする疾病の現状と今後の予測

（1）アスベスト由来の疾患とその概要

「石綿による疾病の認定基準」により職業病とされているアスベスト由来疾患として、次のものがある[25]。いずれの疾患も共通して数十年の潜伏期間をもつ。

アスベスト肺	じん肺の一つで、職業上、アスベスト粉塵を 10 年以上吸入した労働者に発生するといわれている。
肺がん	アスベストによる肺がん発生メカニズムは未解明だが、アスベストばく露量が多いほど肺がん発生率は高く、さらに喫煙との相乗作用で高くなる。
胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫	息苦しさや肩・胸の痛み等の症状が出る。発病後の生存期間は 1、2 年で、5 年生存率は 10%未満。現在根治療法がなく、日本では新薬の臨床試験が始まった段階。
良性アスベスト胸水	胸部Ｘ線検査等で胸水の存在が確認され、アスベストばく露以外にその原因がなく、胸水発生後 3 年以内に悪性腫瘍が発生しない場合と定義される。
びまん性胸膜肥厚	臓側胸膜の病変で、壁側胸膜との癒着を伴う。息切れや肺機能の低下をもたらす。

上記以外のアスベスト由来疾患として、以下のものがある。

円形無気肺	円形もしくは類円形を呈する直径 2.5cm～5cm 大の末梢性無気肺。良性アスベスト胸水後に発生することが多い。
胸膜プラーク[26]	壁側胸膜の病変。アスベストばく露のみで発生するため、アスベスト吸入の指標となる。

（2）健康被害状況

統計で把握できるのは、厚生労働省『人口動態統計』による中皮腫死亡者数である。平成 15 年度の中皮腫死亡者数は 878 人(男 655 人、女 223 人)、部位別では、胸膜 566 人、腹膜 85 人、心膜 4 人、その他 18 人、不明 205 人である。現在では中皮腫登録制度が創設されていないため、診断精度や診断根拠は不明確である。肺がんについては、中皮腫死亡者数の約２倍とされる。

（3）将来予測

アスベスト由来疾患の潜伏期間と年間のアスベスト輸入量が 30 万トンを上回っていた時代（1970 年～1990 年）を考慮すると、アスベストによる健康被害は今後ますます増加することが予測される。胸膜中皮腫の死亡者数は、今後 30 年間で約 5 万 8800 人、40 年間で約 10 万 3000 人となり、2030 年～34 年の 5 年間に死亡者数のピークを迎えるとの予測もある[27]。

---

25 森永謙二『職業性石綿ばく露と石綿関連疾患(改訂新版)』三信図書, 2005 および岸本卓巳「石綿ばく露と健康障害－石綿関連疾患の診断と治療－その最近の知見と対策」『産業医学レビュー』18 巻 1 号, 2005.5, pp.21-39 を参照した。

26 胸膜プラークは疾患ではなく病態である。

27 村山武彦「アスベスト汚染による将来リスクの定量的予測に関する一考察」『環境と公害』32 巻 2 号, 2002.10, pp.31-38.　これまでのデータを基にした定量的予測を行っている。

３　アスベスト関連疾患と労働災害補償、損害賠償訴訟

（１）労働災害補償の状況

アスベスト関連疾患による健康被害は、現在のところ、公害認定の対象となっておらず、アスベスト関連労働者の家族や工場周辺の住民が被害に遭った場合の補償制度はない。労働災害（以下、労災という。）に対する労働者災害補償保険（以下、労災保険という。）が唯一の補償制度である。労働省（当時）は昭和 53 年アスベスト関連疾患（アスベスト肺、肺がん、中皮腫）に関する労災認定基準を策定した[28]。平成 15 年には、専門家らによる検討の結果[29]、危険性の認識がより深まったとして、労災認定基準を改正し、新たな疾病の追加や、アスベストばく露作業の従事期間の短縮等を行った。

発症原因のほとんどがアスベストとされる中皮腫の死亡者は、人口動態統計により確認できる平成 7（1995）年度から平成 15（2003）年度までで 6060 人なのに対し、労災認定は 284 人にとどまる（表 1 参照）[30]。平成 15 年度は、死亡者が 878 人中労災認定は 83 人と、認定率は 1 割未満である。労災請求自体が少ないため、認定率も低くなる、と考えられる[31]。その原因としては、アスベスト関連疾患は潜伏期間が 30～40 年と長いため、本人や家族が病気との因果関係に気づかない事例が多いことや、医師がアスベストと中皮腫の関連を十分に認識せず労災の可能性を見落として診断したことなどが考えられる。建設現場で下請けとして働く一人親方や個人事業主は、把握が難しいため労災申請に手間がかかるうえ、労災保険に加入していないと給付を受けることができないため、補償から漏れる可能性もある。厚生労働省は平成 17 年 7 月、医療機関などへの周知を徹底し労災認定基準を的確に運用するよう、全国の労働局に通達を出している[32]。

また、労災請求権の時効は、療養補償では療養に要する給付を支払った日又は費用の支出が具体的に確定した日の翌日から 2 年、遺族補償では労働者が死亡した日から 5 年となっており[33]、時効により請求権が消滅する事例も発生している[34]。労災保険の運用の変更や除外規定を設けるよう求める意見も強い[35]。政府は特別立法により救済する方向で検討している。

---

28 「石綿による健康障害に関する専門家会議」の報告書(昭和 53 年 9 月作成)を基に策定された。

29 「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」
＜http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/08/s0826-4.html＞

30 同期間のアスベストによる肺がんの労災認定は 175 人である。アスベストによる肺がんの死亡者に関する統計はないが、中皮腫死亡者の 2 倍、もしくはそれ以上という説がある（「公表数字は氷山の一角 石綿被害の底知れぬ実態」『週刊東洋経済』5971 号,2005.7.30,pp.109-111.）。

31 平成 11 年度から 14 年度までの中皮腫とアスベストによる肺がんを合わせた労災請求件数 239 件中支給決定件数は 225 件で、請求すればほとんどが労災と認定されている(「日本の石綿関連がんの労災補償状況」『安全センター情報』316 号,2005.3,p.33.)。

32 「石綿による健康障害防止対策の緊急的な対応について」
＜http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/050715-1a.pdf＞

33 「第六章 雑則 <時効> 労災保険法第 42 条」『五訂新版 労働者災害補償保険法』労務行政研究所,2001,pp.667-670.

34 「労災請求権 時効で消滅が多発」『毎日新聞』2005.7.15.ほか

35 遺族補償の時効は死亡原因がアスベストによるものと遺族が知った日から起算する（「石綿被害、救済が焦点」『日本経済新聞』2005.7.22.）、労災の時効を 20 年とする（「労災での救済限界」『日本経済新聞』2005.7.30.）、などの意見がある。

表 1　中皮腫の年度別死亡者数及び労災認定件数

年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
死亡者数	500	576	597	570	647	710	772	810	878
労災認定件数	13	12	10	19	25	34	33	55	83

（出典）厚生労働省『人口動態統計』平成 7 年度から平成 15 年度、及び厚生労働省 HP「石綿による健康障害への対応について」＜http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/07/h0708-1.html＞により作成。

（2）損害賠償訴訟

労災補償に加えて、または労災補償の認定が認められない場合に、損害賠償を求める例が増加の兆しを見せている。被害者に対する損害賠償が認められた例としては以下の事件が代表的なものである。

①　関西保温工業(株)/(株)井上冷熱事件[36]

工事の現場監督を務めていた 51 歳の男性が死亡したのはアスベスト対策を怠ったためとして、遺族が勤務先 2 社に損害賠償を求めた。男性は関西保温工業に昭和 38 年から昭和 59 年まで勤務し、主に石油コンビナートの補修工事などの現場監督を務めた。その後別の会社で設計業務などに従事し、平成 8 年に中皮腫により死亡した。

平成 16 年 9 月 16 日、東京地裁は、関西保温工業に対し、安全配慮義務を怠ったとして約 5700 万円の支払いを命じた。これはアスベストによる悪性中皮腫発症に関して、初めて企業責任を認める判決であった。もう 1 社についての請求は棄却された。企業側は控訴したが、平成 17 年 4 月 27 日の東京高裁判決では、損害賠償額が減額されたものの一審判決に続き企業責任が認められた。控訴審判決に対して関西保温工業が上告し、現在、最高裁判所に係属中である。

②　米海軍基地じん肺訴訟[37]

米海軍横須賀基地で働いていた日本人労働者が、石綿粉じん対策が不十分だったためじん肺になったとして、国に損害賠償を求めた。第 1 次訴訟は、平成 14 年 10 月の 1 審判決で原告 17 人全員に計 2 億 3100 万円の賠償を認めた。なお、その後、国側は 5 人が時効である旨を提訴し、平成 16 年 4 月に最高裁で時効が確定した。第 2 次訴訟は、平成 16 年 3 月の横浜地裁横須賀支部の和解勧告を受けて、同年 11 月に国が原告 21 人に総額 3 億 500 万円の和解金を支払うことで和解が成立した。その後の第 3 次訴訟は、平成 17 年 5 月に、国が原告 11 人に総額約 2 億 1600 万円の和解金を支払うことで結審した。

---

[36] 以下の記事を参照　「アスベスト対策怠り、がん死 勤務先に 5670 万円賠償命令」『毎日新聞』2004.9.17.;川人博「アスベスト悪性中皮腫の企業責任を認めた判決」『労働法律旬報』1603 号,2005.7 月上旬,p.6.;「労働判例 関西保温工業(株)/(株)井上冷熱事件・東京高裁判決<平 17.4.27>」同上,pp.22-45.

[37] 以下の記事を参照　「国の責任指摘 初の和解勧告 米軍基地じん肺訴訟」『東京新聞』2004.3.2,夕刊;「米軍基地じん肺 1 次訴訟 上告不受理、原告側は「残念」」『毎日新聞』（神奈川版）2004.4.9.;「国が 3 億 500 万支払いで和解 米軍基地じん肺 第二次訴訟」『東京新聞』2004.11.2.;「米海軍石綿じん肺 第 3 次訴訟も和解」『読売新聞』2005.5.31.;「和解成立 早期解決への道筋 原告ら、ほっと」『毎日新聞』（神奈川版）2005.5.31.

Ⅲ　我が国におけるアスベストの飛散防止・適正処理対策

１　建築基準法とアスベスト、改修・解体時の対策

（１）建築基準法とアスベスト

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における建材としてのアスベスト（石綿）関連の規定は以下のように変遷してきた。

制定当初は、不燃材料として石綿板が規定されており、昭和 34（1959）年の同法施行令改正で、屋根の防火構造として石綿スレートぶきが規定された。昭和 38 年の法改正では、高層建築物の建築が可能となり、それに伴い耐火・防火構造規定も改正された。耐火構造の告示[38]には、鉄骨を一定の厚さ以上の吹き付けアスベストで覆ったものが規定され、これ以後耐火被覆用に多く使用されるようになった[39]。また、壁、床等の防火構造として、一定の厚さの石綿板張等の上に石綿スレートを張ったものが追加された。昭和 50 年、特定化学物質等障害予防規則において吹き付けアスベストが原則禁止された。建設省は、昭和 62 年に耐火構造の告示を改正し、吹き付けアスベストの規定を削除した。平成 16 年には、労働安全衛生法施行令において同年 10 月からアスベスト含有建材の使用等が原則禁止となることを受け、建築基準法施行令および技術的基準を定めた告示から、すべてのアスベスト含有建材の規定が削除された。

国土交通省は平成 17 年 8 月 19 日、社会資本整備審議会にアスベスト対策部会を設置し、建築基準法令によるアスベスト建材の規制のあり方について検討を行っている。

（２）改修・解体時の対策

今後、アスベストを使用した既存建築物の老朽化による解体工事の増加が見込まれ、解体時のアスベスト対策の徹底が重要となる。現在、解体工事等におけるアスベストの取扱については、大気汚染防止法、労働安全衛生法等により規定されているが、工事単価の上昇を回避しようとする違法工事の存在も懸念されている。

労働安全衛生法および石綿障害予防規則では、解体等の作業を行う建築物におけるアスベスト使用の有無の事前調査、粉じんの発散防止対策等を定めた作業計画の作成を義務付けている。耐火建築物又は準耐火建築物における吹き付けアスベストの除去作業を行う場合には 14 日前までに労働基準監督署長へ計画の届出が必要であり、アスベスト含有保温材等の除去作業を行う場合には事前に労働基準監督所長への作業の届出が必要である。また、建材の湿潤化、保護具の使用等が義務付けられている。

大気汚染防止法には吹き付けアスベストの規制がある。延べ面積が 500 平方メートル以上の耐火建築物又は準耐火建築物の解体作業等のうち、吹き付けアスベストの面積が 50 平方メートル以上である作業は、都道府県知事へ 14 日前までに届出が必要である。また、隔離、湿潤化等の作業基準の遵守が義務付けられている。なお、環境省は、規制対象となる解体・補修作業の規模要件を撤廃する方針である[40]。

38　昭和 39 年建設省告示第 1675 号

39　なお、吸音・断熱用の吹き付けアスベストは昭和 30 年代初頭から使用されている。

40　「アスベスト問題への当面の対応」アスベスト問題に関する関係閣僚による会合　平成 17 年 7 月 29 日<http://www.env.go.jp/air/asbestos/pdfs/resp_full.pdf>

2　学校のアスベスト対策

◇　昭和 62 年のアスベスト・パニック

昭和 62（1987）年、新聞報道等を契機にわが国でも学校建築の吹き付けアスベスト（石綿）が社会問題となった。すでにアメリカでは 1970 年代末からアスベストの健康被害が深刻化していたが、特に学校における子供たちのリスクを懸念し、環境保護庁（EPA: Environmental Protection Agency）が校舎に使用されたアスベストの問題を最重要課題として対策を講じていた[41]。国内では、昭和 30 年代中頃から、防火や防音の目的で、校舎の天井や壁等に吹き付けアスベストが多用されたが、作業者の健康被害防止の観点から、昭和 50 年に特定化学物質等障害予防規則が改正され、アスベスト含有量が 5%を超える吹き付け作業が原則禁止となった[42]。

問題の高まりに対し、文部省（当時）は、昭和 62 年５月に公立学校の吹き付けアスベストの実態調査（公立学校建物仕上調査）を各都道府県教育委員会に要請した。翌 63 年にかけて、昭和 51 年度以前に竣工した全国の公私立学校、幼稚園、国立学校等の吹き付けアスベストの実態調査が実施され、使用状況が判明した。（表２）

表２ 吹き付けアスベスト実態調査結果　（単位　校・園）

		学校調査（S62、S63）					幼稚園調査（S62）
		小学校	中学校	高校	特殊教育	合計	
公立（S62）	全体	24,692	10,555	4,191	862	40,300	6,263
	使用	711	322	273	31	1,337	39
	率	2.9%	3.1%	6.5%	3.6%	3.3%	0.6%
私立（S63）	全体	170	603	1,306	17	2,096	8,845
	使用	19	24	221	0	264	200
	率	11.2%	4.0%	16.9%	0%	12.6%	2.3%

国立学校調査（S62）		全体	使用	率
	機関数	163	99	60.7%
	保有面積（㎡）	18,362,529	302,283	1.6%

（出典）文部科学省「アスベスト問題に関する文部科学省の過去の対応の検証」[43]より作成

公立学校の場合、同省では、昭和 62 年度からアスベスト対策工事を公立学校施設整備費国庫補助制度における大規模改造事業の補助対象（補助率 1/3）とし[44]、設置者からの申請を優先的に採択することで対応した[45]。同様に、私立学校等にも補助事業を実施するとともに[46]、国立学校に対しては、文教施設費及び各所新営経費等で対応し、平成 14 年度までに約 344,000 ㎡の措置を終了した[47]。

---

41 EPA は、学校アスベスト問題の解決のため、「アスベスト危害緊急対応措置法（1986 年）」等を制定した。寺田瑛子「アメリカのアスベスト対策」『法律時報』61 巻 2 号, 1989.2,pp.74-79.

42 文部省大臣官房文教施設部指導課「公立学校のアスベスト対策」『教育と施設』21 巻, 1987, p.70.

43 文部科学省「アスベスト問題に関する文部科学省の過去の対応の検証」平成 17 年 8 月 26 日 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/asbestos/kettei/050826kensyou_5.pdf>

44 昭和 63 年度予算から、学校の大規模改造工事の国庫補助助成金額の下限を 2,000 万円から 400 万円に引下げることで、各市町村におけるアスベスト対策工事を促進する施策が講じられた。

45 昭和 62 年度～平成 16 年度の公立学校の補助実績は、小学校 576 校、中学校 299 校、高校 112 校、特殊教育諸学校 14 校の計 1,001 校。残りについては、改築によりアスベストが除去されたか、設置者が単独で対策工事を実施したとされるが、文部科学省では、すべての学校に対策が講じられたのかどうかは把握していないとしている。平成 17 年 7 月 26 日内閣参質 162 第 38 号「津田弥太郎参議院議員質問主意書に対する答弁書」<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/syuisyo/162/touh/t162038.htm>

46 私立高等学校等緊急建物環境整備費補助制度（平成元年度～２年度）、私立学校（幼稚園）施設整備費国庫補助制度（平成 11 年度～）等。

47 文部科学省 前掲注(43)

◇　昭和 62 年調査の問題点

現時点からみると、対策の基本となった「公立学校に対する調査（昭和 62 年調査）」は、調査対象、範囲から漏れるものが多数あった点で不十分なものであったとの指摘がある。具体的には、①調査範囲を「校舎（普通教室及び特別教室）、屋内運動場、寄宿舎」に限定しており、吹き付けアスベストが多用された廊下、給食室、放送室、機械室（浄化槽、送風機室、ポンプ室、電気室等）は除外されていた、②「吹き付けアスベスト」として 3 商品のみに限定され、アスベスト含有のその他の吹き付け処理が除外されていた[48]、③昭和 51 年度以前に建築された学校施設を調査対象としたが、実際は昭和 55 年頃まで、5%程度のアスベストを含む吹き付けロックウール等の商品が使用されており[49]、これらが対象外とされていた点等である。

これに対し、文部科学省は、建築物のアスベスト対策は各設置者の責任で行うべきものであり、「昭和 62 年調査」は、あくまで総合的対策を早急に講ずるための一般的傾向を概括するための調査であったこと、また、調査結果を踏まえて補助制度を創設し、調査箇所や商品の別により限定することなく、設置者の申請を優先的に採択しており、対応に問題はなかったとしている[50]。しかしながら、「昭和 62 年調査」が結果的に対策範囲を限定する方向に作用したことは否定できず、最終的な対策完了の確認がなされていないこととあわせて、同省の対応が不十分であったことは否めない。

◇　再調査と費用負担問題

平成 17 年 7 月、文部科学省は、あらためて平成 8 年以前に竣工した国公私立の小中高等学校、幼稚園、大学、公立文化施設、社会体育施設等 14 万 7 千機関を対象に吹き付けアスベストの使用実態調査を行うこととし、各都道府県教育委員会等に通知した。調査対象を法規制の強化にあわせて拡張し[51]、前回対象外とされた機械室等を含めたすべての学校施設を範囲として、1%を超えるアスベストを含有する吹き付け石綿（30 品目を例示）、折板裏打ち石綿断熱材を対象とした。また、学校施設等に吹き付けられたアスベストの適切な維持管理と飛散予防についての周知徹底も指示している。一方で、アスベスト含有建材等については、「調査に期間や費用が相当かかり、通常の使用状態では危険性は低い」として対象外とされた[52]。

各自治体においては、これまでの対策が不十分であったとして、「全面撤去」等の対策を表明しているところも多く、一部では先行して除去作業も行われている[53]。平成 17 年 7 月 1 日施行の「石綿障害予防規則」（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）により、学校の設置者は吹き付けアスベスト等の除去等の義務を負うことになる。今後、調査結果が判明するにつれ、１校あたり数百万円とも言われる除去工事費用の負担問題が重要懸案となることが予想される。

---

48 吹き付けロックウール（岩綿）以外のアスベスト含有吹き付け処理（吹き付けひる石、パーライト吹き付け等）は対象外とされた。また、「吹き付けロックウール（岩綿）」については、15 商品について具体名をあげて「吹き付けアスベストではない」と指示したが、実際は、これら 15 商品のうち 10 商品が「アスベスト含有」であったことが判明し、翌年、各教育委員会に対して事務連絡を行った。

49 環境省「吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について（地方自治体向け手引き）」p.4. ＜http://www.env.go.jp/air/law/01.pdf＞

50 文部科学省 前掲注(43)及び津田議員に対する答弁書 前掲注(45)等。

51 平成 7 年度に「特定化学物質等障害予防規則」が改正され、規制が強化されている。

52 大阪府等、一部には、アスベスト含有建材を調査対象に含めた自治体もある。

53 所有施設のアスベスト対策の先行例としては、東京都練馬区が独自の除去方針（平成 15 年 10 月）と対策大綱（平成 16 年 5 月）を制定し、平成 15 年度に一斉調査を実施、吹き付けアスベストの使用が判明した小中学校 45 施設等に対し、平成 17 年度まで約 15 億円を投じて除去工事を実施した。

3　アスベスト廃棄物対策

今回のアスベスト問題では、公共施設や一般住宅等でのアスベスト使用が次々と明らかになった。それらの除去作業に伴い、今後、大量のアスベスト廃棄物の発生が見込まれる。さらに、2010年頃からアスベストを使用した建築物の解体がピークを迎えるともいわれており、アスベスト廃棄物の適正処理が今後の焦点の一つとなっている。

現在、アスベスト廃棄物は、飛散のおそれがあるもの（飛散性アスベスト廃棄物）とそれ以外のもの（非飛散性アスベスト廃棄物）に区分された上で処理されている。

吹き付けアスベストなど、飛散性アスベスト廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、特別管理産業廃棄物（廃石綿等）として、通常の産業廃棄物よりも厳しい規制が定められており、処理に際しては、収集段階での飛散防止、保管・処分段階での耐水性材料による二重梱包かコンクリート固化が義務付けられている。

一方、石綿スレート等の非飛散性アスベスト廃棄物については、廃棄物処理法上では通常の産業廃棄物の扱いとなっている。しかし、破砕によるアスベスト飛散を防止する観点から、環境省は本年3月、「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針」[54]を策定し、極力破砕を行わないなど具体的な処理手順を示した。

また、今回のアスベスト問題を受け、環境省は、7月に上記規制や指針によるアスベスト廃棄物の適正処理の確保について指導の通知を出すとともに、8月には廃石綿等の分別や処分等を具体的に解説した「廃石綿等処理マニュアル」[55]を作成している。

しかし、アスベスト廃棄物については、中間処理施設や処分場での不適正な処理や不法投棄なども問題となっている。

【アスベスト廃棄物に関する法制度】

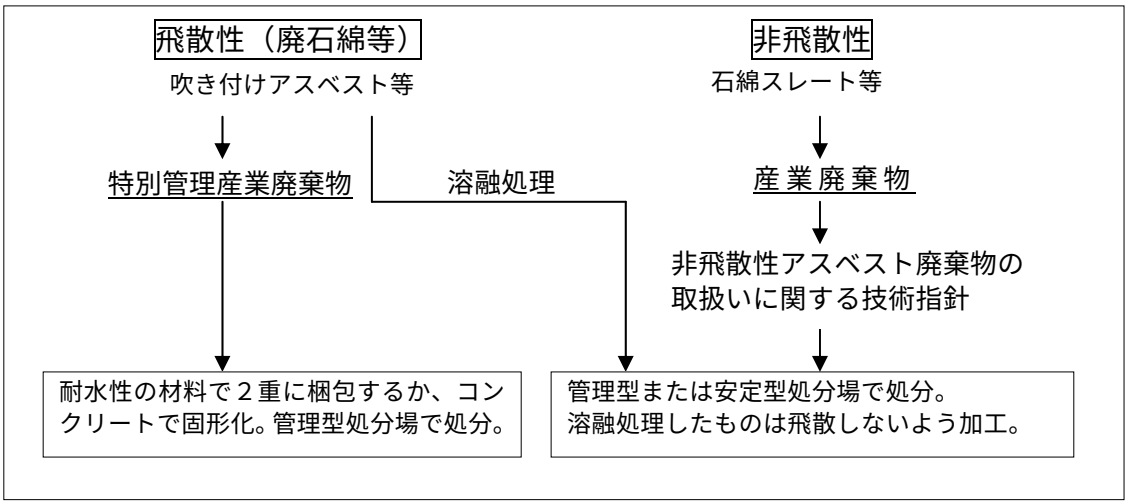

（環境省資料を参照して作成）

＊ 一定規模以上の建築物解体現場から排出されたアスベスト廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）でも適正処理が求められている。

54 ＜http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbesto.pdf＞

55 ＜http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/disp_manual/prov_full.pdf＞

Ⅳ　諸外国におけるアスベスト対策

１　国際機関の動向

（１）　世界保健機関（WHO）

WHO は、下部組織の国際がん研究機関（IARC）によるアスベスト（石綿）の発がん性についての研究成果にもとづいたリスク評価を公表している。

IARC は、1971 年以降、各種の化学物質の発がん性について、世界各国の専門家による検討会議を継続的に開催し[56]、検討結果を IARC モノグラフ・シリーズとして発表している[57]。アスベストは早くも 1972 年の会議でとりあげられ、疫学的データの検討の結果、クロシドライト（青石綿）はクリソタイル（白石綿）やアモサイト（茶石綿）に比して中皮腫発症のリスクが高いことや、ばく露から発症まで 30 年以上の期間があることなどが報告された[58]。IARC は、1977 年までに 442 の化学物質の発がん性を検討し、最終的に 54 の物質について、発がん性の判定一覧表を公表し、アスベストを「発がん性あり」と判定した[59]。更に 1987 年には、IARC はそれまでの研究成果にもとづいて人に対する発がん性に関して 4 段階のランク付けを行い、アスベストを「人に対して発がん性がある」の第１ランクとした[60]。

WHO はまた、環境汚染物質が引き起こす健康障害を評価する「環境保健クライテリア計画」を 1973 年に開始した[61]。この評価基準の一つとなる発がん性のデータは IARC の評価を典拠とする。1986 年に発表されたアスベストについての評価結果では、全種のアスベストが石綿肺・肺がん・中皮腫と関連があるとされた[62]。

（２）　国際労働機関（ILO）

ILO の活動の中でも、労働安全衛生の確保は創立当初から力点を置いている分野である。すでに 1921 年の白鉛条約、1971 年のベンゼン条約等、特定危害物質からの保護に関する条約が制定されている。1980 年代以降は、特定の有害要因に限らず、一般的な規制を目的とした労働基準の制定に重点を移してきたが、その中で特に物質を特定して制定されたのが、1986 年の石綿条約である[63]。

アスベストについて、ILO での検討が公式に開始されたのは 1972 年である。ILO 理事会の決定にもとづいて、1973 年、1981 年、1983 年と 3 回にわたってアスベストの安全使用に関する専門家会議が開催された[64]。アスベストの吸引ががんの原因とな

---

[56] 廣畑富雄「IARC による種々の化学物質の人体への発がん性評価検討について」『産業医学』22 巻 6 号,1980.11,pp.671-674.

[57] IARC ウェブサイト<http://www-cie.iarc.fr/monoeval/allmonos.html>

[58] *IARC monographs on the evaluation of carcinogenic risk of chemicals to man, Vol.2 Some inorganic and organometallic compounds*.IARC 1973, pp.36-37.

[59] 廣畑　前掲論文,pp.672-673.

[60] IARC ウェブサイト<http://www-cie.iarc.fr/htdocs/indexes/suppl7index.html>

[61] 環境庁環境保健部保健調査室[訳]『WHO 環境保健クライテリア集』1990,pp.7-19.

[62] 国際化学物質安全性計画ウェブサイト<http://www.inchem.org/documents/ehc/ehc/ehc53.htm>
抄訳は、「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について」『環境と測定技術』15 巻 3 号,1988.3,pp.12-14.

[63] 日本 ILO 協会編『講座 ILO（国際労働機関）　社会正義の実現をめざして　下』1999,pp.193-216.
なお、石綿条約の邦訳は　ILO 駐日事務所ウェブサイト
<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/c162.htm>

[64] ILO ウェブサイト <http://www.ilo.org/public/english/standards/norm/comefrom/ideas.htm>

ることは第 1 回の会議の報告ですでに述べられており、この結論をもとに 1980 年には業務災害給付条約の職業病一覧表が改定され、当初から掲げられていた「石綿肺」に「石綿による肺がん又は中皮腫」が追加された[65]。1983 年の専門家会議の検討結果は、1984 年の「石綿を安全に使用するための実施要綱[66]」に結実した。この要綱を承認した理事会は、更に 1985 年の第 71 回 ILO 総会で石綿の安全使用を議題とし、続く 1986 年の第 72 回総会で「石綿の使用における安全に関する条約（第 162 号）」「石綿の使用における安全に関する勧告（第 172 号）」が採択された。総会では、安全使用か全面禁止か、測定基準の方式、取り扱い認可の方式などをめぐっての論議がかわされた[67]。条約は、職業上の石綿へのばく露による健康被害の防止を目的とするものであり、石綿の中でも危険性が最も高いとされる青石綿の使用と、石綿の吹き付けを原則禁止とした。

アスベストの危険性については、2005 年の ILO「仕事における安全と健康のための世界の日」（4 月 28 日）に際して発表された報告書でも、「世界で年間 10 万人が死亡」として大きくとりあげている[68]。

（３）欧州連合（EU）

EU では、有害物質に関する法規と労働安全衛生法規との二系統でアスベスト規制が行われてきた。いずれも、一般的な規制の枠組みに関する基本法が作られ、その後、アスベストについて個別に規定されている。

有害物質に関する法規としては、1976 年に基本指令「有害物質の販売・使用制限指令(76/769/EEC)」が採択された[69]。有害物質を指定した付表には当初はアスベストは入っていなかったが、1983 年の改正による青石綿の販売・使用の原則禁止を皮切りに、1985 年、1991 年と段階的に禁止が広がり[70]、1999 年の改正により、2005 年 1 月 1 日までに全種のアスベストの販売・使用を全面的に禁止した[71]。

労働安全衛生法規としては、アスベストは 1980 年の「危険物質基本指令（80/1107/EEC）[72]」において危険物質とされ、これに続く 1983 年の個別指令「アスベストへのばく露に関係する危険からの労働者の保護に関する指令（83/477/EEC）[73]」でばく露の限界値、吹き付け作業の禁止等の包括的アスベスト対策を定めている[74]。

---

65 *International Labour Conference 66th Session 1980 Report VII(b)Amendment of the list of occupational diseases appended to the Employment Injury Benefits Convention.* 1964, pp.13-14. 業務災害給付条約の日本語訳は ILO 駐日事務所ウェブサイト
<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/c121.htm>

66 International Labour Office, *Safety in the use of asbestos, ILO code of practice.*1984.

67「第 72 回 ILO 総会を振り返って」『世界の労働』36 巻 8 号,1986.8,pp.38-40.

68 ILO ウェブサイト
<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/downloads/2005safety.pdf>

69 76/769/EEC,*Official Journal*, L 262(27/09/1976), pp.201-203.

70 European Commission, Directorate-General XI, Environment, Nuclear Safety and Civil Protection, *European Community environment legislation,*Vol.3,1996,pp.xxviii-xxxi.

71 1999/77/EC, *Official Journal*, L 207(06/08/1999), pp.18-20.

72 80/1107/EEC, *Official Journal*, L 327(03/12/1980), pp.8-13.

73 83/477/EEC, *Official Journal*, L 263(24/09/1983), pp.25-32.

74 濱口桂一郎『EU 労働法の形成　増補版』日本労働研究機構,2001,pp.109-110.

2　主要国のアスベスト規制[75]

主要国では、それぞれ段階的にアスベスト規制が行われてきた。

アメリカでは、作業場のアスベスト粉じんの許容濃度[76]が、1972 年に 5 本/㎤、1976 年 2 本/㎤、1986 年 0.2 本/㎤、1991 年に 0.1 本/㎤と、段階的に規制された。アスベスト吹き付けは、すでに 1975 年に禁止されている。また、1978 年に連邦政府がアスベストの危険性を警告し、1989 年に環境保護庁が大半のアスベスト製品を禁止した。しかし、1991 年に、その費用や代替品使用リスクの評価不足を理由に、連邦最高裁が、その禁止を無効としたため、一部のアスベスト製品は現在も使用されている。

イギリスでは、作業場のアスベスト粉じんの許容濃度を、1969 年に 2 本/㎤（青石綿は 0.2 本/㎤）、1986 年から 0.5 本/㎤とした。アスベスト吹き付けは 1986 年に禁止され、青石綿・茶石綿の輸入･供給･使用も禁止された。1999 年からは一部を除き白石綿の輸入･供給･使用が禁止となった。

ドイツでは、作業場のアスベスト粉じんの許容濃度を、1986 年に 1 本/㎤（青石綿は 0.5 本/㎤）、1990 年から白石綿で 0.25 本/㎤とした。アスベスト吹き付けは 1979 年に禁止され、1993 年からアスベスト製品の輸入･供給･使用が段階的に禁止されている。

フランスでは、作業場のアスベスト粉じんの許容濃度を、1977 年に 2 本/㎤、1987 年に 1 本/㎤（青石綿 0.5 本/㎤）とした。アスベスト吹き付けは 1978 年に禁止され、2002 年から全面禁止となった。諸外国及び国際機関のアスベスト規制状況は表 3 のとおりである。

一方、労働者のアスベスト被害は、諸外国においても、一般的な労災補償の対象となっている。しかし、アメリカでは労災補償制度による補償が不十分なこともあり、1990 年代以降、アスベスト被害者の損害賠償請求が増加した。訴訟が原因で倒産した企業が相次ぎ、被害者救済と集団訴訟の多発防止のための法案が現在審議中である。（Ⅳ－3 参照）。イギリスでは、一般労災補償[77]の特例措置がとられている。アスベスト疾患が発見された際に疾患の原因となった企業が既に廃業し、企業から補償を受けられない場合には、「1979 年じん肺等（労働者補償）法」[78]によりアスベスト被害者（被害者が死亡している場合はその被扶養者）は補償を受けることができる。

---

[75] 以下の記事を参考にした。　「諸外国石綿規制状況(1)、(2) 1988 年 1 月現在」『せきめん』509 号, 1988.6,pp.6-10. 510 号,1988.7,pp.6-8.;「諸外国石綿規制状況 1990 年 11 月現在」『せきめん』542 号,1991.3.pp.1-9.;「EU 加盟各国における石綿規制の法律最新情報(2001 年 7 月 5 日付)」『せきめん』672 号,2002.1,pp.15-24.;「既にアスベストの使用を禁止、あるいは禁止を予定している国」『せきめん』682 号,2003.7/8,p.13.;(株)富士総合研究所「平成 13 年度環境省委託業務 石綿及び石綿製品に係る国際動向に関する調査」『平成 13 年度石綿飛散防止対策推進基礎調査報告書』平成 14 年 3 月,pp.18-31.;「アスベスト問題への当面の対応（8 月 26 日改訂版）（別添）」総務省ホームページ
＜http://www.soumu.go.jp/menu_04/asbest/pdf/asbest_07.pdf＞

[76] 許容濃度とは「労働者がアスベスト粉じんにばく露した際に健康障害を発症しない限度濃度」であり、諸外国において採用されている。日本では労働者の作業場の気中有害物質の濃度である「作業環境濃度（管理濃度）」を基準として規制されている。

[77] Department of Work and Pensions ,“Industrial Injuries Disablement Benefit”
＜http://www.jobcentreplus.gov.uk/cms.asp?Page=/Home/Customers/WorkingAgeBenefits/495＞

[78] Pneumoconiosis Etc.(Workers-Compensation) Act 1979

表3　諸外国、国際機関のアスベスト規制状況[79]

年	規制内容
1969	イギリス、作業場のアスベスト粉じん許容濃度を2本/㎤（青石綿0.2本/㎤）に
1972	WHO･国際がん研究機関(IARC)の専門家会議でアスベストの発がん性を指摘 ILO専門家会議、アスベストの発がん性を指摘 アメリカ、作業場のアスベスト粉じん許容濃度を5本/㎤に
1975	アメリカ、アスベスト吹き付け禁止
1976	アメリカ、作業場のアスベスト粉じん許容濃度を2本/㎤に
1977	フランス、作業場のアスベスト粉じん許容濃度を2本/㎤に WHO･IARC、アスベストを「人に対して発がん性あり」と評価
1978	フランス、アスベスト吹き付け禁止
1979	ドイツ（西ドイツ）、アスベスト吹き付け禁止 イギリス、1979年じん肺等（労働者補償）法
1980	ILO、アスベストによる肺がん又は中皮腫を職業病とする
1983	アイスランド、アスベスト全面禁止 EU、青石綿の販売･使用の原則禁止
1984	ノルウェー、アスベスト全面禁止
1986	ILO、石綿条約を採択（青石綿の使用とアスベスト吹き付けの原則禁止） デンマーク、スウェーデン、白石綿禁止 イギリス、作業場のアスベスト粉じん許容濃度を0.5本/㎤（青石綿・茶石綿0.2本/㎤）に、アスベスト吹き付け禁止、青石綿・茶石綿使用禁止 アメリカ、作業場のアスベスト粉じん許容濃度を0.2本/㎤に ドイツ、作業場のアスベスト粉じん許容濃度を1本/㎤(青石綿0.5本/㎤)に、アスベスト含有製品の使用を原則禁止
1987	フランス、作業場のアスベスト粉じん許容濃度を1本/㎤（青石綿0.5本/㎤）に
1988	ハンガリー、白石綿禁止
1989	WHOが青石綿と茶石綿の使用禁止を勧告 スイス、白石綿禁止 アメリカ、大半の製品についてアスベストの使用禁止（1991年に連邦最高裁、この禁止を1992年より無効とした）
1990	オーストリア、白石綿･青石綿･茶石綿禁止 ドイツ、作業場のアスベスト粉じん許容濃度を白石綿0.25本/㎤に
1991	オランダ、白石綿禁止 アメリカ、作業場のアスベスト粉じん許容濃度を0.1本/㎤に
1992	イタリア、白石綿禁止
1993	ドイツ、フィンランド、白石綿禁止
1996	フランス、白石綿禁止
1997	ポーランド、アスベスト使用禁止
1998	ベルギー、白石綿禁止
1999	イギリス、白石綿禁止
2000	アイルランド、アスベスト全面禁止 ブラジル、2001年までにかけて人口の多い4州の市域内でのアスベスト使用禁止
2001	ラトビア、チリ、アルゼンチン、アスベスト全面禁止
2002	スペイン、ルクセンブルク、白石綿･青石綿･茶石綿禁止 スロバキア、アスベスト全面禁止
2005	EU、アスベスト全面禁止

[79] 白石綿禁止の国は、既に青石綿･茶石綿等は全面禁止と思われる。

3　アメリカのアスベスト被害とアスベスト被害補償法案

（1）背景

1940 年から 1980 年の間に 2750 万人以上が職場でアスベスト被ばくをした[80]とされるアメリカでは、年間約 4000 人が中皮腫等により死亡している[81]。労災補償制度による補償が不十分なこともあり[82]、健康被害をめぐるアスベスト関連企業に対する訴訟が 1990 年代後半から急増し、約 30 万件が審理中と推計されている[83]。

この膨大な数の訴訟により、次のような様々な問題が発生している。①補償金の支払い等による被告企業の相次ぐ倒産、②倒産による被害者補償財源の消滅及び雇用等への悪影響、③訴訟ごとに補償の有無やその額が異なることによる公平性の欠如、④原因企業が倒産・不明の場合等の補償の不能、⑤裁判所への過度の負担による審理遅延、⑥多額の弁護士費用による補償財源の減少、等である。

このような状況を打開するため、アスベスト被害補償に関する法案がたびたび連邦議会に提出されてきたが、複雑な利害関係等により成立に至らなかった。現在開会中の第 109 議会の上院で審議されてきたアスベスト被害補償法案は、5 月下旬に司法委員会を通過し、今後本会議での審議が予定されているところである。

（2）アスベスト被害補償法案（法案番号 S.852）の概要[84]

- 労働省内にアスベスト疾病補償局を設立し、補償基金によりアスベスト関連の疾病に対する補償問題を処理する。
- 連邦及び州レベルでのアスベスト訴訟は一部を除き停止される。
- 基金の規模は 1400 億ドル（約 15.5 兆円）で、アスベスト訴訟の被告企業（900 億ドル）及び保険会社（460 億ドル）等の民間の拠出により賄われる。
- 医学的基準により補償水準が決定される。中皮腫と診断された請求者には 110 万ドル（約 1 億 2 千万円）が支払われる。重度疾患の請求者が優先される。
- 基金が財源不足等により解散した場合には、訴訟による補償請求を再開できる。
- アスベスト含有製品の製造及び販売は、国防省関連等の例外を除き禁止される。

（3）アスベスト被害補償法案の今後の見通し

同法案は上院司法委員会を通過したものの残された課題は多く、本会議で可決されるか否かは不透明な状況である。主な課題としては、①補償対象となる被害者数、基金に拠出する企業名及びその負担額が不明確であること、②基金の財源が枯渇した場合に穴埋めに税金が使われる可能性があること、③被告企業が将来の訴訟から完全に守られるという保証が十分ではないこと、等が指摘されている[85]。

2005 年 8 月に議会予算局が公表した費用見積もり[86]では、今後 50 年間での支払額を 1200 億～1500 億ドルとする一方で、拠出金が 1400 億ドルを下回ることもありうるとし､請求者数等の不確定要素により財源不足に陥る可能性もあると指摘している。

---

[80] 2005 年 4 月 26 日の上院司法委員会公聴会における P.Leahy 上院議員の発言による。上院司法委員会ウェブサイト<http://judiciary.senate.gov/hearing.cfm?id=1482>

[81] U.S. Department of Health and Human Services, *Health, United States, 2004*, p.203.

[82] 品田充儀「アメリカにおけるアスベスト訴訟の現状と課題」『神戸法学雑誌』38 巻 2 号, 1988.9, pp.301-306.

[83] 2003 年 6 月 4 日の上院司法委員会公聴会における J.Biggs 氏の発言による。上院司法委員会ウェブサイト<http://judiciary.senate.gov/hearing.cfm?id=777>

[84] “Asbestos Bill Takes Big Steps in Senate”, *CQ weekly*, Vol.63, No.22, May 30, 2005, pp.1448-1449.

[85] 同上

[86] Congressional Budget Office Cost Estimate S.852, August 25, 2005, p.2.議会調査局ウェブサイト<http://www.cbo.gov/ftpdocs/66xx/doc6621/s852sj.pdf>

Ⅴ　アスベスト被害の救済と今後の対応策

１　被害者救済のあり方

アスベスト被害への対応として、被害者救済が焦点となっている。しかし、アスベストについては、そもそも被害実態に不明な点があること、被害者がどのようにアスベストを吸引したかの検証が難しいことなど、難問が山積しており、被害者救済の障害となっている。現在、政府や各政党で被害者救済の立法措置を検討中であり、既にいくつかの案も報道されているが、現時点では必ずしも詳細は固まっていない。

被害者救済制度に関する主な検討課題は、以下の点である。

（１）労災に係る主な検討課題

◇　労災の時効問題

アスベストを業務として扱っていた労働者に対しては、労働者災害補償保険（労災）が適用される。労災補償には、健康被害の原因がアスベストであることの認定を受けることが必要である。

しかし、アスベスト疾患は潜伏期間が長く（中皮腫は 30～40 年）、そもそもアスベスト吸引の自覚がないことも多い。労災請求期間は、死後 5 年以内となっているが、職歴と疾患を結び付けにくいため、労災申請せずに時効となるケースが相次いでいる。そのため、こうした場合の救済措置について、検討が必要な状況となっている。

◇　被害者への労災の周知

わが国では、ピーク時には年間約 35 万トンものアスベストが輸入されたが、その輸入量に比して、アスベスト吸引を理由とする労災認定が少ない。平成 15 年度における中皮腫の労災認定件数は、死亡件数の１割にとどまっている。この背景には、被害者に労災を活用できるという意識が浸透しておらず、労災申請が少ないことがある。こうした状況を踏まえて、労災で救済できる被害者の掘り起こしが重要となっている。

◇　職場・工場が廃業した場合の労災問題

現場を転々とする建設業従事者や、工場・職場がすでに廃業して存在していない労働者は、労災認定に必要となる「アスベストを吸引した時の状況の証明」が難しく、労災認定を受けにくいといわれている。こうした問題を受け、厚生労働省は 7 月、アスベスト吸引時の事実認定に係る事務処理の具体的な方法を指示し、労災認定の迅速化、適正化を図る通達を出しているが、現在、その実効性が問われている。

（２）一般住民への補償に係る主な検討課題

◇　補償制度の枠組み

労働者には労災が適用されるのに対し、今回被害が発覚した工場周辺の住民や従業員家族などは労災の対象外であり、補償の枠組みがない。こうした一般住民に対しては、大気汚染等の公害に適用されている公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）の適用も考えられたが、報道等では新たな補償制度創設の動きが伝えられている[87]。

87　「救済新法を来年提案」『東京新聞』2005.8.26 ほか、各紙が、公健法の公害認定の要件である「相当範囲にわたる著しい大気の汚染」にアスベストは合致せず、新規立法で救済する方針と報道している。

◇　**補償の対象地域**

大気汚染などの公害認定では、指定地域に一定期間住んでいた被害者を補償対象としている。しかし、アスベストの場合、工場の出入り業者にも被害が及ぶ等、補償対象を必ずしも工場周辺に限定できないケースがある。こうしたことを踏まえて、補償の対象地域の範囲をどのように設定すべきか、あるいは地域指定そのものを撤廃するのか、議論が必要となろう。

◇　**補償の主体・財源**

公害への補償の基本的考え方は、原因企業による補償金の負担が原則であるが、アスベストに関しては、被害と企業活動との因果関係の立証が難しく、原因企業を特定しにくい。また、倒産や解散をした企業への対応も容易ではない。アスベスト被害の補償金の総計も相当な額にのぼると想定され、その財源確保が大きな問題となる。国や自治体が補償に加わる場合においても、他の公害の補償との公平性等が問題となろう[88]。なお、現在、アメリカでは関連企業等によるアスベスト基金の創設を検討中であるが、わが国でもこうした基金の創設について議論になると考えられる。

（３）その他救済全般・医療体制に係る主な検討課題

◇　**肺がん等の認定方法**

現在アスベスト疾患としては中皮腫に注目が集まっているが、アスベストに起因するか否かの線引きが特に難しいとされるのが、肺がんである。肺がんは、喫煙等も主要な病因とされており、アスベストとの因果関係の確定は容易ではない。一方で、アスベストを原因とする肺がんの患者数は、中皮腫の２倍にのぼるとの推測もある[89]。

同様の問題がある「じん肺」も含めて、因果関係の認定方法のあり方について検討が必要である。

◇　**健康管理手帳制度**

がん等を発症させる恐れのある業務についたことのある人は、退職後、国から「健康管理手帳」[90]を交付され、健康診断を受けることができる。しかし、手帳交付の要件が厳しく、必要な人に手帳が行き届いていないとの指摘がある[91]。例えば、退職時の手帳申請の際、「肺に胸膜肥厚がある」等の要件を満たさずに手帳不交付となっても、退職後数年が経過して胸膜肥厚ができる可能性もある。そうしたことから、現行の健康管理手帳制度の再検討が必要となろう。

◇　**中皮腫登録制度**

我が国では 1970 年代と 1980 年代後半にアスベスト消費のピークがあり、潜伏期間等を考慮すると、まもなく中皮腫の急増期に入るといわれている。こうした状況を踏まえ、専門医の育成など医療体制の充実が急務となっている。

さらに診断治療・研究の質向上のため、診断が確定した中皮腫患者を登録し、職歴や居住歴等の聞き取り調査を行う「中皮腫登録制度」の導入も議論になると想定される。

88　「アスベスト被害責任は」『朝日新聞』2005.7.25.

89　「10 万人死亡説でもまだ少ない！石綿“地雷”招いた官民の大罪」『週刊東洋経済』No. 5971, 2005.7.30, pp.108-118.

90　労働安全衛生法第 67 条に基づく制度。

91　「アスベスト被害退職者の健康管理不十分」『読売新聞』2005.7.16.

2　今後の被害防止対策

アスベスト被害の危険性は、これから長期にわたって続くといわれる。今後、アスベスト代替品の開発等も急がれるが、そのほか主に次の点が課題として浮上している。

（1）建築物解体現場からのアスベスト飛散防止対策

アスベストの 9 割は建築物に使用されているが、2010 年頃からの解体ラッシュも予想されており、解体建築物からのアスベスト飛散防止が大きな課題となる。

特に懸念されているのが、アスベスト除去に伴う多額な費用を避けるための不十分な飛散対策や無届工事等であり[92]、行政のチェック体制等も検討が必要となる。

（2）アスベスト廃棄物の問題

今後、全国各地でアスベスト除去作業が進み、また建築物解体の増加に伴ってアスベスト廃棄物の大量排出が予想されることから、その適正処理が大きな課題となる。アスベスト廃棄物に関しては、廃棄物処理施設や処分場の作業員のアスベスト吸引のみならず、その周辺へのアスベスト飛散も懸念されており、対策の強化に向けた議論が必要である。また、不法投棄への対応も課題となる。

（3）アスベスト除去の推進

現在、学校等の公共施設のアスベスト除去が大きな問題となっている。アスベストの除去には多額の費用がかかり、一般住宅の場合、住民の負担が大きい。今後は、国、自治体の役割分担等も含め、アスベスト除去の推進方策についての議論が必要となる。

（4）アスベスト使用実態調査・健康調査の推進

わが国でのアスベストの使用実態については、不明な点が非常に多い。そのため、特に全国レベルでの建築物のアスベスト使用状況調査が急務となっている。また、健康被害状況についても、住民の健康診断や疫学調査等の拡充強化が求められている。

こうした実態の把握は、今後のアスベスト対策の基礎となるものであり、国全体で迅速に進める必要性が指摘されている。同時に、そうした調査結果の国民への積極的な情報開示も不可欠である。

3　行政責任の検証（「付表３　アスベスト問題と行政の対応」参照）

今回のアスベスト被害に関しては、国の対応の遅れが被害を広げたとの意見が多い。8 月には、各省庁がアスベスト問題に関する過去の対応について検証し、その結果をまとめている[93]。しかし、今後、第三者機関を設けて、さらに時間をかけて多角的な検証を行い、あらためて公表すべきとの指摘もある[94]。

92　「緊急特集　アスベストの脅威」『月刊地球環境』36 巻 11 号, 2005.10, pp.29-43.

93　8 月 29 日のアスベスト関係閣僚会合において、関係各省庁（厚生労働、環境、防衛、消防、文部科学、経済産業、国土交通）が「アスベスト問題に関する過去の対応」を公表している。

94　「行政の責任を避けた政府検証」『読売新聞』2005.8.27.

付表1　アスベストに関する国会審議の経緯（1958.4～2005.8）

（平成17年8月31日現在）

回次	院	年月日	委員会名	議員名	会派	事　項
28	衆	1958. 4. 24	社会労働委員会	八木一男	日本社会党	けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法案審議：アスベスト肺のけい肺適用
34	衆	1960. 3. 22	社会労働委員会	伊藤よし子	日本社会党	じん肺法案審議：石綿肺のじん肺法適用
61	参	1969. 6. 26	社会労働委員会	阿具根登	日本社会党	じん肺（石綿肺）による肺がん
64	衆	1970. 12. 9	産業公害対策特別委員会	田中昭二	公明党	大気汚染防止法一部改正案審議：タイヤ粉じん中のアスベスト問題
64	衆	1970. 12. 11	社会労働委員会	古川雅司	公明党	事業所内有害物質の排出規制
64	参	1970. 12. 15	地方行政委員会、交通安全対策特別委員会連合審査会	鈴木強	日本社会党	道路交通法一部改正案審議：石綿の発がん性（大阪紡績工場報道）と大気汚染問題
65	衆	1971. 2. 1	予算委員会	細谷治嘉	日本社会党	労働環境における石綿発がんの問題
68	衆	1972. 4. 13 1972. 4. 14	公害対策並びに環境保全特別委員会、科学技術振興対策特別委員会連合審査会	石川次夫	日本社会党	アスベストによる発がんの問題
68	衆	1972. 4. 25	社会労働委員会	島本虎三	日本社会党	労働安全衛生法案審議：アスベストの発がん性
68	参	1972. 5. 11	社会労働委員会	田中寿美子	日本社会党	労働安全衛生法案審議：アスベストの発がん性、労働者保護
68	衆	1972. 6. 7	科学技術振興対策特別委員会	山原健二郎	日本共産党	アスベストによる肺がん問題（泉南地区紡績工場報道）、一般住民対策の必要性（政府委員答弁）
75	衆	1975. 3. 14	商工委員会	近江巳記夫	公明党	苛性ソーダ製造（アスベスト隔膜法）、石綿の発がん対策
76	参	1975. 12. 17	公害対策及び環境保全特別委員会	小平芳平	公明党	苛性ソーダ製造、アスベスト健康被害
80	衆	1977. 3. 11	予算委員会第二分科会	細谷治嘉	日本社会党	職業病の予防対策
80	衆	1977. 4. 19	社会労働委員会	古寺宏	公明党・国民会議	労働安全衛生法及びじん肺法一部改正案審議：アスベスト労災の実態
82	衆	1977. 11. 22	社会労働委員会	浦井洋	日本共産党・革新協同	曙ブレーキ工業石綿じん肺認定の問題
94	衆	1981. 5. 15	環境委員会	藤田スミ	日本共産党	アスベスト汚染労働省専門家会議報告書（1978年）、環境庁委託調査
98	参	1983. 3. 30	公害及び交通安全対策特別委員会	小平芳平	公明党・国民会議	アスベスト規制環境庁の検討、諸外国の規制の状況
102	衆	1985. 3. 7	内閣委員会	上原康助	日本社会党・護憲共同	返還米軍施設内のアスベスト問題
102	衆	1985. 3. 8	予算委員会第六分科会	梅田勝	日本共産党・革新協同	環境中のアスベスト汚染、諸外国の規制、長期対策の必要性
102	参	1985. 4. 3	建設委員会	上田耕一郎	日本共産党	建設労働者のグラスウール・石綿災害
102	参	1985. 5. 22	環境特別委員会	飯田忠雄	公明党・国民会議	アスベスト環境基準、事業所周囲の公害発生問題
102	衆	1985. 5. 29	決算委員会	上原康助	日本社会党・護憲共同	米軍基地内建造物のアスベスト使用状況
104	参	1986. 4. 2	建設委員会	上田耕一郎	日本共産党	アスベスト労災認定状況、大気汚染調査結果、国際的規制との対比、建設労働者の啓蒙
104	衆	1986. 4. 8	内閣委員会	井上一成	日本社会党・護憲共同	国民への啓蒙、全面規制の必要性
104	衆	1986. 4. 11	環境委員会	岩垂寿喜男	日本社会党・護憲共同	アスベストの環境汚染防止
104	衆	1986. 4. 11	環境委員会	岡本富夫	公明党・国民会議	アスベスト事業所の監視、規制強化
104	衆	1986. 4. 22	商工委員会	水田稔	日本社会党・護憲共同	化学物質審査規制法一部改正案審議：行政の取り組みの遅れ、省庁横断対策の必要
107	参	1986. 10. 17	決算委員会	刈田貞子	公明党・国民会議	労働安全基準の妥当性、各企業からの報告の状況、粉じん対策の遅れ
107	衆	1986. 10. 23	内閣委員会	上原康助	日本社会党・護憲共同	米軍施設内従業員の健康被害
107	衆	1986. 10. 28	環境委員会	岩垂寿喜男	日本社会党・護憲共同	空母ミッドウェー改修工事被害、労働基準監督署の指導、ILO162号条約批准
108	参	1987. 6. 5	決算委員会	刈田貞子	公明党・国民会議	環境モニタリング、周辺対策、公害規制、清酒のろ過
109	参	1987. 7. 22	予算委員会	粕谷照美	日本社会党・護憲共同	学校施設調査
109	参	1987. 7. 28	社会労働委員会	中西珠子	公明党・国民会議	ベビーパウダーアスベスト混入事件
109	参	1987. 7. 30	社会労働委員会	内藤功	日本共産党	アスベスト規制の立ち遅れ、公立学校調査、ILO条約、建築現場監督強化、労災認定状況
109	衆	1987. 8. 18	環境委員会	岩垂寿喜男	日本社会党・護憲共同	学校調査、防衛施設庁防音工事
109	衆	1987. 8. 19	沖縄及び北方問題に関する特別委員会	瀬長亀次郎	日本共産党・革新協同	沖縄米軍返還住宅取り壊し問題、公共施設全体調査の必要性
109	衆	1987. 8. 25	地方行政委員会	加藤万吉	日本社会党・護憲共同	学校防音壁のアスベスト使用、米軍基地アスベスト野積問題
109	衆	1987. 8. 26	運輸委員会	中路雅弘	日本共産党・革新協同	JR貨車解体問題
109	参	1987. 9. 16	環境特別委員会	高桑栄松	公明党・国民会議	アスベスト大気汚染
110	参	1987. 11. 12	決算委員会	菅野久光	日本社会党・護憲共同	公立学校調査、川越教員住宅問題、居住環境基準、水道水のアスベスト汚染
110	参	1987. 11. 12	決算委員会	佐藤昭夫	日本共産党	学校アスベスト改修工事補助、私立学校対策費補助、病院・保育所調査

回次	院	年月日	委員会名	議員名	会派	事　項
111	参	1987. 12. 11	予算委員会	矢原秀男	公明党･国民会議	学校のアスベスト対策
112	衆	1988.　3.　9	予算委員会第三分科会	工藤晃	日本共産党･革新協同	学校アスベスト調査･対策工事の問題点、作業員教育
112	衆	1988.　3.　9	予算委員会第三分科会	竹内勝彦	公明党･国民会議	学校アスベスト調査、対策工事の見通し
112	衆	1988.　3.　9	予算委員会第四分科会	遠藤和良、春田重昭	公明党･国民会議	社会福祉施設･病院の調査、水道水中のアスベスト問題、施設実態調査、除去工事･廃棄物処理の問題
112	参	1988.　3. 30	環境特別委員会	渡辺四郎	日本社会党･護憲共同	東大教養学部第三体育館解体工事問題
112	衆	1988.　4.　1	文教委員会	中西績介	日本社会党･護憲共同	学校アスベスト問題、解体工事の問題、特別措置の必要性
112	衆	1988.　4. 13	文教委員会	鍛治清	公明党･国民会議	学校アスベスト除去
112	参	1988.　4. 14	社会労働委員会	渡辺四郎	日本社会党･護憲共同	労働安全衛生法一部改正案審議：港湾労働者の作業環境測定
112	衆	1988.　4. 15	文教委員会	中西績介	日本社会党･護憲共同	学校アスベスト問題、私立学校の対策、東大問題
112	衆	1988.　4. 19	社会労働委員会	田中美智子	日本共産党･革新協同	北斗星車両石綿吹き付け問題
112	参	1988.　4. 19	文教委員会	寺内弘子	自由民主党	学校アスベスト対策
112	衆	1988.　4. 20	交通安全対策特別委員会	辻第一	日本共産党･革新協同	JR車両アスベスト吹き付け問題
112	参	1988.　4. 21	文教委員会	高木健太郎	公明党･国民会議	学校アスベスト、含有建築資材調査の必要性、対策工事の安全性、費用、年次計画
112	衆	1988.　4. 26	地方行政委員会	加藤万吉	日本社会党･護憲共同	学校防音工事アスベスト問題
112	衆	1988.　5. 10	社会労働委員会	児玉健次	日本共産党･革新協同	JR車両アスベスト撤去、作業員環境問題
112	衆	1988.　5. 18	決算委員会	小川新一郎	公明党･国民会議	自動車ブレーキアスベストによる大気汚染
114	衆	1989.　5. 23	環境委員会	岩垂寿喜男	日本社会党･護憲共同	大気汚染防止法一部改正案審議：環境基準強化、全面規制の必要性、ILO条約、学校アスベスト
114	衆	1989.　5. 23	環境委員会	斉藤節、春田重昭	公明党･国民会議	大気汚染防止法一部改正案審議：過去の国会審議、米国の対策、国内消費量、規制基準
114	衆	1989.　5. 23	環境委員会	北橋健治	民社党･民主連合	大気汚染防止法一部改正案審議：アスベスト使用量の見通し、諸外国の規制状況
114	衆	1989.　5. 23	環境委員会	岩佐恵美	日本共産党･革新協同	大気汚染防止法一部改正案審議：規制値の妥当性、全国の事業所数、過去の輸入量累計、代替品
114	参	1989.　6. 21	環境特別委員会	粕谷照美	日本社会党･護憲共同	大気汚染防止法一部改正案審議：大気中への排出、行政対応の不統一、環境基準の妥当性
114	参	1989.　6. 21	環境特別委員会	広中和歌子	公明党･国民会議	大気汚染防止法一部改正案審議：環境基準日米の格差、労災認定者数、解体作業の問題
114	参	1989.　6. 21	環境特別委員会	沓脱タケ子	日本共産党	大気汚染防止法一部改正案審議：アスベスト規制の方向性、中小零細業者への転換資金融資
116	衆	1989. 10. 31	決算委員会	岩佐恵美	日本共産党･革新協同	八王子清掃工場解体問題
116	参	1989. 11. 29	環境特別委員会	清水澄子	日本社会党･護憲共同	健康被害急増のおそれ、文部省の姿勢、記録保存の問題、再調査･中間報告の必要性
118	衆	1990.　4. 24	社会労働委員会	五島正規	日本社会党･護憲共同	アスベスト従事者健康管理手帳の交付問題
120	参	1991.　4. 24	環境特別委員会	清水澄子	日本社会党･護憲共同	国立大学アスベスト除去予算、東大工学部石綿暴露問題、首都高アスベスト飛散事故
121	衆	1991.　9. 13	厚生委員会	五島正規	日本社会党･護憲共同	廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正案審議：アスベスト含有建材廃棄ガイドライン
121	衆	1991.　9. 18	厚生委員会	大野由利子	公明党･国民会議	廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正案審議：アスベスト廃棄物処理の実態、自動車解体処理
121	衆	1991.　9. 20	厚生委員会	川俣健二郎	日本社会党･護憲共同	廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正案審議：飛散性アスベスト廃材の特別管理廃棄物指定
121	参	1991.　9. 26	厚生委員会	竹村泰子	日本社会党･護憲共同	廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正案審議：アスベスト廃棄物処理ガイドライン
123	参	1992.　5. 14	厚生委員会	竹村泰子	日本社会党･護憲共同	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案審議
125	参	1992. 12.　8	厚生委員会	西山登紀子	日本共産党	廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正案審議：廃アスベスト処理
132	衆	1995.　2. 10	環境委員会	岩佐恵美	日本共産党	阪神大震災倒壊マンション中のアスベスト飛散問題
132	衆	1995.　2. 10	予算委員会	大野由利子	新進党	阪神大震災倒壊マンション中のアスベスト飛散問題
132	衆	1995.　2. 17	環境委員会	大野由利子	新進党	阪神大震災アスベスト飛散防止対策
132	参	1995.　2. 21	災害対策特別委員会	刈田貞子	平成会	阪神大震災アスベスト飛散防止対策
132	衆	1995.　2. 24	災害対策特別委員会	白沢三郎	新進党	阪神大震災瓦れき処理に伴うアスベスト問題
132	参	1995.　3. 13	予算委員会	山下栄一	平成会	阪神大震災アスベスト含有建材の問題、処理費用
132	参	1995.　3. 20	環境委員会	西野康雄	新党･護憲リベラル	阪神大震災建築物の解体に伴うアスベストの飛散の問題
132	参	1995.　3. 28	建設委員会	矢原秀男	平成会	阪神大震災アスベスト飛散防止に対する環境庁の対応
132	参	1995.　5. 19	予算委員会	竹村泰子	日本社会党･護憲民主連合	阪神大震災建築物の解体撤去にかかわる飛散防止、作業員の暴露防止対策
142	参	1998.　4.　7	国土環境委員会	岡崎トミ子	民友連	建材としてのアスベストの処分方法

回次	院	年月日	委員会名	議員名	会派	事　項
142	参	1998. 5. 21	外交･防衛委員会	齋藤勁	民友連	米軍横須賀基地じん肺被害
143	参	1998. 9. 17	外交･防衛委員会	齋藤勁	民主党･新緑風会	米軍横須賀基地じん肺被害
143	参	1998. 10. 2	沖縄及び北方問題に関する特別委員会	松崎俊久	民主党･新緑風会	沖縄での高肺がん死亡率と米軍基地アスベストの問題
145	衆	1999. 4. 16	労働委員会	松本惟子	民主党	労働安全衛生法及び作業環境測定法改正案審議：アスベスト被害激増予測、規制の動向、ILO条約批准
147	衆	2000. 2. 28	予算委員会第三分科会	藤木洋子	日本共産党	学校のアスベスト除去工事補助
147	参	2000. 5. 23	国土･環境委員会	高野博師	公明党･改革クラブ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律案審議：アスベストの分別適正処理
150	衆	2000. 11. 15	労働委員会	大森猛	日本共産党	労働者災害補償保険法等改正案審議：中皮腫死亡者の実態、労災認定状況、調査の必要性
151	参	2001. 5. 24	文教科学委員会	松あきら	公明党	学校のアスベスト除去の進捗
151	衆	2001. 6. 22	厚生労働委員会	三井辨雄	民主党	水道法改正案審議：石綿セメント水道管の交換状況
154	衆	2002. 6. 4	環境委員会	五島正規	民主党	アスベスト全面使用禁止取り組み、廃棄物処理
156	参	2003. 3. 20	環境委員会	加藤修一	公明党	アスベスト規制、代替品開発状況、災害時マニュアル
161	参	2004. 11. 25	環境委員会	鰐淵洋子	公明党	新潟中越地震既存アスベスト建築物被害状況
162	参	2005. 4. 12	外交･防衛委員会	澤雄二	公明党	石綿の使用における安全に関する条約審議：規制適用除外の状況、直下型地震災害廃棄物処理計画
162	参	2005. 4. 12	外交･防衛委員会	大田昌秀	社会民主党･護憲連合	石綿の使用における安全に関する条約審議：批准までの経緯、総輸入量、在日米軍基地内での防止策
162	衆	2005. 7. 1	外務委員会	大谷信盛、武正公一	民主党･無所属クラブ	石綿の使用における安全に関する条約審議：批准までの経緯、今後の被害把握、周辺住民被害対策
162	参	2005. 7. 19	厚生労働委員会	小池晃	日本共産党	アスベスト被害情報公開、労災認定、解体工事における安全対策
162	参	2005. 7. 19	厚生労働委員会	福島みずほ	社会民主党･護憲連合	企業訴訟の件数、行政責任の問題
162	衆	2005. 7. 20	厚生労働委員会	井上信治	自由民主党	アスベスト被害問題集中審議：行政の対応･責任、全面禁止、公害認定
162	衆	2005. 7. 20	厚生労働委員会	古屋範子	公明党	アスベスト被害問題集中審議：行政怠慢の認識、医療体制の確立、労災救済、学校アスベスト対策
162	衆	2005. 7. 20	厚生労働委員会	五島正規、泉健太、内山晃、園田康博	民主党･無所属クラブ	アスベスト被害問題集中審議：石綿協会の働きかけ等、在庫品販売問題、無害化、公害健康被害補償法の適用、労災補償給付時効の問題、工場周辺住民健康調査
162	衆	2005. 7. 20	厚生労働委員会	吉井英勝	日本共産党	アスベスト被害問題集中審議：被害実態調査、解体工事予防対策、一般住民検診
162	衆	2005. 7. 20	厚生労働委員会	阿部知子	社会民主党･市民連合	アスベスト被害問題集中審議：全面規制前倒し、労災認定、行政の不作為
162	衆	2005. 7. 20	文部科学委員会	池坊保子	公明党	学校施設のアスベスト対策状況、追跡調査の実施
162	衆	2005. 7. 20	文部科学委員会	石井郁子	日本共産党	学校施設･社会教育施設の調査
162	参	2005. 7. 25	行政監視委員会	近藤正道	社会民主党･護憲連合	1976年通達時の関係省庁の連携、行政の不作為責任
162	衆	2005. 7. 27	厚生労働委員会	御法川信英	自由民主党	労働安全衛生法等改正案審議：全面禁止へ向けた取り組み、公共施設の実態把握の必要
162	衆	2005. 7. 27	厚生労働委員会	岡本充功	民主党･無所属クラブ	労働安全衛生法等改正案審議：厚労省の対応の遅れ、環境濃度規制値の見直し
162	衆	2005. 7. 27	厚生労働委員会	山口富男	日本共産党	労働安全衛生法等改正案審議：アスベスト被害拡大に伴う対策法整備の必要性、石綿労働者の健康管理
162	衆	2005. 7. 27	厚生労働委員会	阿部知子	社会民主党･市民連合	労働安全衛生法等改正案審議：在庫品の販売禁止、作業環境基準値、周辺住民調査、中皮腫登録制度
162	参	2005. 7. 28	文教科学委員会	荻原健司	自由民主党	文部科学省内の体制、国の責任
162	参	2005. 7. 28	文教科学委員会	西岡武夫	民主党･新緑風会	学校施設再調査の理由、全面撤去
162	衆	2005. 7. 29	厚生労働委員会	城島正光、横路孝弘	民主党･無所属クラブ	労働安全衛生法等一部改正案審議：修正案、中皮腫被害予測、石綿セメント水道管の状況
162	衆	2005. 7. 29	厚生労働委員会	山口富男	日本共産党	労働安全衛生法等一部改正案審議：石綿障害予防規則事業所の範囲、労基局通達問題
162	衆	2005. 7. 29	厚生労働委員会	阿部知子	社会民主党･市民連合	労働安全衛生法等一部改正案審議：病院のアスベスト再調査、解体工事発注者情報通知
162	衆	2005. 8. 3	経済産業委員会	平井卓也	自由民主党	経産省のアスベスト対策
162	衆	2005. 8. 3	経済産業委員会	奥田建	民主党･無所属クラブ	経産省のアスベスト対策、行政責任
162	衆	2005. 8. 3	経済産業委員会	塩川鉄也	日本共産党	石綿協会への天下り、行政責任、製造者責任
162	衆	2005. 8. 3	文部科学委員会	達増拓也	民主党･無所属クラブ	文科省のアスベスト対策
162	参	2005. 8. 3	厚生労働委員会	津田弥太郎	民主党･新緑風会	アスベスト被害問題集中審議：政府の不作為責任、学校対策の問題、労災認定の時効、中皮腫全数調査
162	参	2005. 8. 3	厚生労働委員会	小池晃	日本共産党	アスベスト被害問題集中審議：発がん性認識の時点、厚労省の対応の遅れ、新法の必要性
162	参	2005. 8. 3	厚生労働委員会	福島みずほ	社会民主党･護憲連合	アスベスト被害問題集中審議：地域住民に対する疫学調査、一般消費者向け製品の実態、国際的啓発
162	衆	2005. 8. 5	国土交通委員会	松崎哲久	民主党･無所属クラブ	建築物の解体に伴うアスベスト飛散防止対策
162	衆	2005. 8. 5	国土交通委員会	谷口隆義	公明党	JR西日本新大阪駅、鉄道車両のアスベスト使用状況

☆注記：本表は、第1回から第162回国会までの本会議、委員会、審査会等における審議の中で、健康被害等有害性の観点からアスベスト（石綿）の問題がとりあげられた事例のうち、主要なものを掲載した。なお、スペースの関係から、同一会議の中で、同一会派から複数議員の質疑が行われた場合は、1行にまとめた。

付表2　アスベストに関する現行の主な法規制（概要）
（施行令及び施行規則を含む）

◇　労働基準関係

労働基準法	アスベストを発がん物質と認定し、石綿ばく露作業従事者の中皮腫、肺がん、じん肺を業務上疾病と規定

◇　労働安全衛生関係

労働安全衛生法	職場における労働者の安全と健康の確保のため、アスベスト製造の原則禁止や健康管理手帳制度の実施等を規定
石綿障害予防規則	建築物の解体業務等アスベストを取り扱う際の事前調査、作業計画、排気装置の設置、防じん等の基準を規定
じん肺法	アスベスト等によるじん肺を予防するための健康診断の実施等、健康管理に必要な措置を規定

◇　労働災害補償関係

労働者災害補償保険法	仕事・業務に起因するアスベスト疾患に罹患した労働者に対する補償制度等を規定

◇　環境汚染防止関係

大気汚染防止法	アスベスト（特定粉じん）の発生施設の届出制、建築物解体など特定粉じん排出等作業の届出及び大気基準の遵守義務等を規定
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	アスベスト廃棄物を特別管理産業廃棄物又は産業廃棄物とし、適正な処理の義務付け等を規定
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	一定規模以上の建築物解体工事の際の吹き付けアスベストの有無の調査と工事前の除去等を規定

◇　化学物質対策関係

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）	アスベスト及びアスベストを 0.1%以上含有する製品について、アスベストの排出・移動量に関する国への届出制度等を規定

◆自治体の条例◆

○　東京都などの自治体が、環境関連条例の中に、大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業の届出対象を拡大した規定を盛り込んでいる

○　あらたに福井県、鳥取県、石川県、千葉県我孫子市等でもアスベスト関係条例の制定を検討中（平成17年9月20日現在）

付表3　アスベスト問題と行政の対応　(1947.9～2005.8)

年	厚生省、労働省 →厚生労働省 (2001.1～)	環境庁 →環境省 (2001.1～)	建設省、運輸省 →国土交通省 (2001.1～)	通商産業省 →経済産業省 (2001.1～)	文部省、科学技術庁 →文部科学省 (2001.1～)	その他の省庁
1947	**9.1**　労働基準法施行規則施行【労働基準法(法律第49号）による使用者の業務上の負傷・疾病･死亡の補償の義務付けに伴い、石綿肺は「粉じんの飛散する場所における業務に因るじん肺症及びこれに伴う肺結核」として業務上疾病に指定され、労災補償の対象となる】 **9.1**　労働者災害補償保険法(法律第50号）施行【業務上の負傷・疾病･死亡の補償代行】					
1949	**11.1**　労働安全衛生規則施行【粉じんの発生する作業場における粉じん対策】					
1956	**5.18**　石綿関連作業を衛生上有害または有害なおそれのある作業として、「特殊健康診断」の対象とする（通達）					
1958	**3.31**　労働衛生試験研究により「石綿肺」に「珪肺」と同等の有害性を認め、その被害の実態及び診断基準提示					
1960	**4.1**　じん肺法(法律第30号）施行【石綿・石綿製品取扱作業者の作業環境規制、定期・離職時健康診断の実施】					
1968	**9.26**　労働安全衛生規則に基づき、石綿吹き付け作業場等を、粉じん抑制のため局所排気装置設置場所として指定（通達） **12.10**　大気汚染防止法(法律第97号）施行【吹き付け石綿除去作業及び石綿製品製造施設の特定粉じん発生施設としての届出を義務付け】					
1970	**9.－**　労働省、石綿を含む有害物質排出処理状況調査を実施。その結果に基づき、「労働環境技術基準委員会」が、規制すべき有害物質と当面の対策を報告（石綿の発がん性について言及なし）					
1971	**1.5**　すべての石綿取扱い作業について可能な限り局所排気装置の設置を事業所に監督指導。その際、石綿粉じんの多量吸入による肺がん、特定石綿による中皮腫発生の可能性に言及（通達） **5.1**　特定化学物質等障害予防規則（「旧特化則」）施行【石綿製造・取扱作業を規制。石綿粉じんの抑制濃度2mg/㎤】 **5.24**　「旧特化則」施行にあたり、有害化学物質含じん気体の大気中への放出が公害をもたらす危険性について言及（通達）			**6.1**　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(法律第107号）施行【特定粉じん発生施設を設置した場合には公害防止管理者の選任を義務付け】 **1971**　労働省告示に基づき、特定化学物質等障害予防規則に基づいて定められた抑制濃度の遵守のため、鉱山保安法において、アスベスト鉱山の危害及び鉱害の防止の規制・指導を実施		
1972	**10.1**　労働安全衛生法施行【石綿が健康障害を生ずるおそれあり、としてその容器等に表示義務付け、石綿粉じん作業従事者に健康管理手帳交付】 **10.1**　特定化学物質等障害予防規則（「新特化則」）施行【新法対応の石綿及び石綿含有製品の製造及び取扱管理基準】	**1972**　労働衛生研究所（労働省）に、各国のアスベストを使用する工場周辺の住民の健康被害について調査を依頼。その結果、英国で工場周辺住民に中皮腫患者が発生し、一般環境への影響も否定できないとの情報を得る				

1972		**1972**　癌研究会癌研究所に委託調査(アスベストの発がん性をテーマに、1972年開催のWHO主催検討会への出席報告、文献調査、組織内アスベスト検出法等について検討したもの。近隣住民のばく露についても言及)				
1973	**7.11**　石綿の発がん性を認め、作業場内の抑制濃度を5本/㎤とする（通達）					
1975	**9.-**　「新特化則」改正【石綿を特別管理物質（発がん性物質）として認知、特殊健康診断（がん）の義務付け、石綿吹き付け作業の原則禁止、作業記録の30年保存、作業場内の抑制濃度（5本/㎤）等、規制を強化】	**1975**　大気中のアスベスト汚染状況を監視する分析手法を開発		**1975**　労働省告示に基づき、特定化学物質等障害予防規則に基づいて定められた抑制濃度の遵守のため、鉱山保安法において、アスベスト鉱山の危害及び鉱害の防止の規制・指導を実施 **1975**　石綿代替化のための研究開発に取り組む(～2004)		
1976	**5.22**　労働省、関係者に石綿の有害性の周知と、新規導入の回避､作業着による２次被ばく防止等健康障害への防止措置を求める。青石綿の有害性が著しく高いことから、代替措置を取るよう指導。抑制濃度を2本/㎤（青石綿は0.2本/㎤)に改定（通達）					
1977		**1977年度**　「アスベスト製品製造工場周辺での測定調査」を実施（～1978年度）				
1978	**4.1**　改正労働基準法施行規則(労働省令第11号)施行【石綿にさらされる業務による肺がんまたは中皮種を業務上の疾病とする】 **9.18**　労働省、「石綿による健康障害に関する専門家会議」報告書で「中皮腫は少量でも発生する可能性がある」と指摘 **9.28**　労働省、自動車のブレーキドラム等からのたい積物の除去作業の具体的な技術手法を示し、その実施を指導(通達) **10.23**　「石綿による健康障害に関する専門家会議」の報告書をもとに、石綿ばく露作業従事者についての労災認定基準を策定(通達)					
1981		**1981年度**　「大気中発がん物質のレビュー　石綿」発表（「石綿を扱う労働者の家族や工場の周辺住民の暴露量は比較的多いと想定され、直ちに組織的な活動が必要」と指摘し、大気中の排出規制や住民の疫学調査を求める） **1981年度**　「アスベスト環境濃度の立地特性別相対評価調査」を実施（一般国民にはリスクは小さいとはいえ、非常に安定的で環境蓄積性の高い物質であることから、今後もアスベスト濃度を把握していく必要がある、と結論）（～1983年度）				
1984	**2.13**　労働省、作業環境の適切かつ有効な実施を図るために、「作業場の気中濃度管理基準に関する専門家会議」の研究成果に基づく「作業環境の評価に基づく作業環境管理要領」発表（作業場内のすべての場所の石綿粉じん濃度(管理濃度）を2本/㎤（「許容濃度」は0.8本/㎤）とする）（通達）					

1985	**3.-**　「石綿取扱い事業所実態調査研究報告書」（1983年から1984年にかけて青石綿使用事業所が激減）	**2.-**　環境庁「アスベスト発生源対策検討会」報告書発表（大気中のアスベスト濃度は低レベルとの結果。法規制見送り） **2.-**　関係省等に対しアスベストの一般大気中への排出抑制を要請（通知） **2.-**　「未規制物質モニタリング調査」として、環境大気中の石綿のモニタリングを開始（85～95年度隔年実施。いずれの調査結果も問題なしとの結論）				
1986	**9.6**　労働省、建築物の解体・改修等の作業時の石綿粉じんによる労働者の健康障害予防のための事項を定める（通達）	**3.-**　環境庁監修「大気汚染物質のレビュー　石綿・ゼオライト」を発表。工場周辺での中皮腫の症例を紹介		**主に1980年代後半～**　**JIS**規格から「石綿」の名称が外され、石綿および石綿使用製品の規格の統廃合を実施		
1987	**10.26**　厚生省、自治体等に対し、建築物の解体等に伴うアスベストの抑制を要請（環境庁連名通知） **11.6**　厚生省、「ベビーパウダーに用いられるタルク中のアスベスト試験法」を作成し、ベビーパウダーの製造･輸入において、同試験法に基づきアスベストが認められないことが確認された原料タルクを使用することを規定(通知） **1987**　グラスウール等石綿代替繊維の有害性・生態影響・労働衛生対策の研究を行う（～1993年度）	**3.-**　関係各省等に対しアスベストの一般大気中への排出抑制を要請（通知） **5.-**　「アスベストモニタリングマニュアル」発表 **10.26**　自治体等に建築物の解体等に伴うアスベストの抑制を要請（厚生省連名通知） **1987年度**　「石綿発生源精密調査」実施（85年度調査で濃度の高いデータが発見されたため）	**9.-**　建設省、各省庁の庁舎や公務員宿舎など国有建物の「建材の非石綿化を進める」方針を決定 **1987年度**　建設省、所掌する全施設（5,400施設、10,841千㎡）を対象として、「石綿吹付け材の使用状況実態調査」を実施（少なくとも約300施設で吹き付けアスベストを使用していることが判明）		**5.11**　全国の公立学校を対象に吹き付けアスベスト実態調査の実施（各都道府県教委等） **9.-**　全国の公・私立幼稚園を対象に吹き付けアスベスト実態調査の実施（各都道府県教委等） **11.11**　アスベスト対策工事補助事業開始（1988年度より大規模改造工事補助金額要件を引き下げ） **11.-**　環境庁からの通知を受け、学校施設の改修、解体時のアスベストの排出抑制が適切になされるよう依頼（各都道府県教委等） **1987**　国立大学・国立学校を対象に吹き付けアスベスト実態調査の実施(各都道府県教委等）	**1987年度**　防衛庁、基地周辺対策事業として行った防音工事補助を実施した公共施設(学校、病院、公民館等）について吹付けアスベスト使用実態調査実施（～1988年度）
1988	**2.1**　厚生省、自治体等に対し、建築物中のアスベスト対策を要請（環境庁連名通知）。厚生省・労働省所管施設（病院、社会福祉施設、公共職業能力開発施設）についても実態調査、除去工事を実施 **8.-**　労働安全衛生法改正法（法律第**37**号）施行【作業環境評価基準に従った作業環境の評価に基づき、石綿の管理濃度は**2**本/㎤と決定】	**2.1**　自治体等に建築物中のアスベスト対策を要請（厚生省連名通知） **3.-**　アスベスト代替品の開発及び普及状況に関する調査結果（中間報告）を発表	**1.25**　建設省、昭和31～49年に施工された民間建築物のうち、室内又は野外に露出してアスベストの吹き付けがなされ、体育館、劇場など多数の者が利用するものについて調査の実施と改善指導を依頼(通知） **6.-** 建設省、吹き付けアスベストの調査・診断方法、飛散防止処理工事等に関するマニュアルとして、『既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説』を取りまとめ、吹き付けアスベスト対策の適切な指導の参考とするよう、関係省庁、都道府県等に送付		**4.-**　環境庁通知を受け、アスベスト除去工事における留意事項を通知（各都道府県教委） **5.-**　全国の私立学校を対象に吹き付けアスベスト実態調査の実施 **7.9**　建設省、労働省通知を受け、アスベスト対策及び除去工事の留意事項について通知（各都道府県教委）	

1988	**1988年度**　労働省委託研究「石綿の諸外国における許容基準に関する文献的研究」（～1990年度）	**11.-**　87年度石綿発生源精密調査の結果発表（WHO基準の37倍を超える工場あり） **11.-**　環境庁「アスベスト対策検討会」報告書発表(一部の工場で高濃度アスベスト検出。排出抑制の十分な実施が疑われる場合がある、と指摘。報告を受け、自治体等に排出抑制要請）	**10.3**　建設省、吹き付けアスベストを使用している官庁施設について、所要の措置を適正かつ円滑に講ずることを目的として、「吹付けアスベスト粉じん飛散防止対策暫定方針」を策定（「維持保全する建物」か「処理を要する建物」か適正に判断し対応） **10.18**　建設省、対策を要する所管予算対象施設について、営繕計画書・アスベスト粉じん濃度等を提出するよう依頼(通知) **11.24**　建設省、「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針」の策定を受け、公共住宅においても的確な対策を継続するよう依頼(通知)			**1988年度**　防衛庁、吹き付けアスベスト処理補助制度により公共施設設置者の申請に基づく補助を実施
1989		**6.-**　大気汚染防止法改正【アスベストの工場周辺の大気中濃度の測定の義務付け、アスベスト排出施設の届出制導入等】 **6.-**　環境庁監修「アスベスト代替品のすべて」刊行 **1989**年度　「石綿発生源精密調査」実施		**1989年度**　生活産業局長の私的諮問機関として「石綿対策検討委員会」を設置	**5.31**　私立学校に対するアスベスト対策費用補助事業の実施（～1990年度）	
1990				**2.-**　「石綿粉じん排出抑制マニュアル」作成（大気汚染防止法改正により設定された、敷地境界濃度基準遵守のための具体的な措置を盛り込む） **4.-**　金属鉱山等保安規則改正【大気汚染防止法改正により、工場又は事業場の敷地境界における大気中のアスベストの濃度基準が定められたことを受け、同等の基準を規定】		
	10.29　「石綿対策関係省庁連絡会議」（防衛施設庁、環境庁、文部省、厚生省、通産省、運輸省、労働省、建設省の課長クラスで構成）（2回にわたり、石綿使用禁止を求める意見や石綿代替品の開発状況、日本社会党のアスベスト規制法案について情報・意見交換。「阪神淡路大震災に伴う建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策」取りまとめ）(～1995.2)					
				1990年度　社団法人日本石綿協会等に石綿に関する調査を委託（～2005年度）		**1990年度**　防衛庁所管建築物の吹き付けアスベスト材使用状況の調査及び使用確認棟の吹き付けアスベスト材除去（～1994年度）
1991	**1.-**　廃棄物処理法改正【アスベスト等を特別管理産業廃棄物とするなど対応強化】					

1992	**1.1**　石綿含有建築材料施工作業時の粉じんばく露防止対策を強化（通達）		**7.6**　建設省、廃棄物処理及び清掃に関する法律の一部改正法の施行の留意事項として、特別管理産業廃棄物に指定された飛散性アスベスト等が発生する工事について、その処理に万全を期すこと等を指示（通知）	**7.-**　輸出貿易管理令改正【「国際貿易における化学物質の情報交換に関するロンドンガイドライン」の担保措置として、青石綿を輸出承認の対象とした】		
1993	**1993年度**　「管理濃度等研究会」発足（～1995年度）			**3.-**　「化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針」（厚生省共同告示）【化学物質の譲渡・提供の際、当該化学物質の安全性に係る情報等を化学物質安全性データシート（MSDS）により提供することを求める。アスベストを対象物質として指定】 **5.26**　業界団体、都道府県等に対し「化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針」の周知徹底を依頼（通知） **12.-**　外為法に基づく輸出令及び輸入貿易管理令の規定による輸入公表（告示）改正【バーゼル条約の担保としてアスベスト含有廃棄物を輸出承認及び輸入承認対象とする】	**6.1**　アスベスト処理工事実施における留意事項を連絡（各国立学校） **1993年度**　私立幼稚園に対する追加調査の実施	
1995				**1.-**　空中浮遊アスベストの測定方法に関する**JIS**規格制定（工場等の空気清浄装置の性能測定、排気の制御等に適用）		
	2.-　「石綿対策関係省庁連絡会議」（防衛施設庁、環境庁、文部省、厚生省、通産省、運輸省、労働省、建設省の課長クラスで構成）（「阪神淡路大震災に伴う建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策」取りまとめ）					
	2.9　阪神淡路大震災の被災建築物の解体作業時の粉じん対策を指示（通達） **4.1**　改正労働安全衛生法施行令、改正労働安全衛生規則、改正特化則施行【青石綿と茶石綿の製造･輸入・譲渡・使用を禁止、規制対象石綿製品の含有量を5%超から１%超に拡大、解体・改修建築物の石綿使用個所等の調査、吹き付け石綿除去作業場所の隔離】 **12.-**　「健康管理手帳交付対象業務等検討会」報告書で石綿作業従事退職者への健康管理手帳の交付を提言 **1995**　労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特化則の改正にあたり、石綿の労働衛生管理の普及パンフ及び建築物解体作業マニュアルを改訂	**2.-**　阪神大震災のアスベスト被害対応のプロジェクト・チームを設置 **2.-**　被災地のアスベスト調査の結果、通常の**2～5**倍のアスベスト検出。結果を受けて、関係各省庁とともに、大震災に伴う建築物の解体に係るアスベスト対策を要請（通知）		**2.-**　阪神・淡路大震災の復旧作業時のアスベスト飛散による二次災害防止対策を関係団体に周知徹底（通知） **4.-**　外為法に基づく輸入令の規定による輸入公表（告示）改正【アスベストを輸入割当品目に追加し、事実上輸入禁止】 **4.-**　外為法に基づく輸出令改正【労働安全衛生法施行令の改正を受け、ロンドンガイドラインの規制対象物質となったため、茶石綿を輸出承認の対象とする】	**2.23**　阪神・淡路大震災被災に伴う建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策について周知（大阪府・兵庫県教委）	
1996	**3.27**　労働安全衛生法施行令改正【石綿取扱業務に従事していた一定の要件の離職者に対する健康管理手帳の交付及び健康診断の実施】	**5.-**　大気汚染防止法改正【一定規模以上のアスベスト建築物の解体工事の届出、マニュアルの遵守等】				

1998			**11.12** 運輸省、自動車の制動装置についてアスベストの使用を禁止（通達「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について」、2002年7月15日に同内容の告示）			
1999		**2.-** 環境庁「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止マニュアル」発表				
2000			**3.31** 建設省、通達により、官庁営繕直轄工事について実態調査を実施	**3.29** 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（政令第138号）【石綿及び石綿を0.1質量%以上含有する石綿製品を第一種指定化学物質に指定、環境汚染物質の排出・移動の登録（PRTR）や、E10化学物質安全性データシートの発行が義務付けられる（MSDS）】	**11.6** 国立学校等の改修工事におけるアスベスト形成板等撤去に関する仕様を通知（各国立学校）	
2002	**12.-** 「石綿の代替化検討委員会」（代替化困難なものを除くすべての石綿製品の製造禁止を提言）		**5.30** アスベストを含む建設廃棄物の適正処理について周知徹底(通達)		**4.-** アスベスト対策費を含む私立幼稚園の新増改築事業補助（～2003年度）	**10.7** 米海軍横須賀基地石綿じん肺訴訟横浜地方裁判所判決、10.18判決に関連して防衛施設庁長官謝罪談話（被害者救済を第一に考え、基本的に受け入れる。雇用者として深く反省し、「アスベスト対策推進義務」の履行、安全対策を確約）(報道)
2003	**9.19** 「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会」の検討結果を踏まえて、作業被ばく石綿関連疾患の労災認定基準を改正（通知）			**12.-** 外為法に基づく輸出令改正【「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」の担保措置として、茶石綿、青石綿を引き続き輸出承認の対象とした】	**10.1** アスベスト対策工事の留意事項、国庫補助制度について関係機関に各都道府県教委に周知（通知） **10.31** 労働安全衛生法施行令の改正点等について各都道府県教委に周知（通知）	
2004	**2.16** 石綿紡織品の無石綿製品への代替化、使用する場合の健康障害防止対策、製造禁止除外石綿含有製品の計画的な代替化の推進について指導（通知） **7.2** 蛇紋岩系左官用モルタル混和材の石綿成分の分析指導、表示等の改善等について指導(通知) **10.1** 改正労働安全衛生法施行令(平成15年政令第457号)施行【すべての石綿製品の製造･使用を原則として禁止】 **10.1** 「作業環境評価基準」改正【日本産業衛生学会の勧告値（白石綿0.15本/㎤、その他0.03本/㎤）に基づく、「管理濃度等検討会」の提案を踏まえ石綿管理濃度を2.0本/㎤ から0.15本/㎤に変更】		**10.1** 建築基準法施行令改正【石綿含有建材の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が原則禁止となることを踏まえ、石綿含有建材に係る規定を整理】 **10.26** 平成16年度新潟中越地震により増加が予想される建築物等の解体工事・修繕工事におけるアスベストの適正な取扱について関係法令の周知徹底(通達)	**10.-** 外為法に基づく輸入令の規定による輸入公表改正【労働安全衛生法施行令の改正により、建材、摩擦材、接着剤のうち、その重量の1%を超えて含有する接着剤、ブレーキライニング、ブレーキパットなど10品目を輸入割当品目に追加】（茶石綿、青石綿以外のアスベストを含有する製品の製造、輸入、譲渡、提供又は事実上使用禁止）	**7.29** 厚生労働省通知を受け、蛇紋岩系左官用モルタル混和材による石綿被爆の防止について、各国立大学法人に留意事項を周知（通知）	

2005	**2.24**　「石綿障害予防規則(石綿則）」の制定（3.18　制定を周知（通達）） **7.1**　「アスベスト問題に関する関係省庁会議」を設置(事務局：内閣官房、環境省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）（実態調査・報告を通じた情報の共有、健康相談窓口の開設、法令に基づく規制的措置や労災補償等の既存の措置による対策の徹底、点検について連携・協力）	**3.30**　非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理で自治体に通知		**3.-**　アスベスト含有製品に関するJIS自体の廃止又は材料としてのアスベストを除外する改正完了（現在、法令等で使用禁止のアスベストの利用を規定しているJISは存在しない）	**3.7**　石綿障害予防規則等の内容について周知（各都道府県教委）	
	7.1　「石綿障害予防規則（石綿則）」施行【建物の解体時の飛散防止策】 **7.8**　「石綿による健康被害への対応について」（石綿作業従事者の健康被害の防止対策）公表 **7.15**　石綿による健康障害防止対策を指示（通達） **7.21**　「石綿の代替化に関する緊急会議」開催(石綿含有製品の代替化の一層の促進、完全禁止時期の見直しを表明) **7.21**　「アスベスト問題に関する関係省庁連絡会議」（被害の全体像の把握と当面の対応策の連携を協議）（報道）	**7.17**　アスベストの飛散防止、健康被害の相談、廃棄アスベストの適正処理について自治体に通知	**7.7**　造船業３団体傘下会員各事業所における実態把握を依頼(事務連絡) →造船業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査の結果を公表（7.21） →造船業３団体に対し、造船業における石綿による従業員等の健康障害防止等を一層推進するため、労働安全衛生法や大気汚染防止法等の関係法令の遵守について傘下会員へ周知するよう依頼（7.15付け通知） **7.14**　関係法令の遵守により石綿の適正な取扱に万全を期すよう、日本建設業団体連合会傘下会員に周知徹底を図るよう依頼（都道府県にも同様）(通知) **7.14**　昭和31～55年までに施工された民間建築物のうち、室内又は屋外に露出してアスベストの吹き付けがなされている大規模（概ね1,000㎡以上）な建築物について、その状況等を調査するよう要請し、必要に応じて改修を指導するなどの適切な措置を講じるよう依頼(通知)	**7.15**　アスベストを含有する製品を製造していた企業における従業員等の健康被害の実態調査の結果を公表 **7.21**　厚生労働省と共に、アスベストを使用する20業界団体に対し、2008年までのアスベストの使用禁止を前倒しで達成し、代替化を進めるよう要請	**7.15**　学校施設等におけるアスベスト使用に関する実態調査の実施について（大臣談話）	
	7.26　製造・輸入禁止石綿含有製品の在庫品の使用停止を指導（通達） **7.27**　アスベスト疾病の労災請求のばく露の事実認定事務処理の迅速化・適正化を指示（通達）	**7.25**　工場周辺のアスベスト濃度測定を10年ぶりに再開 **7.26**　「アスベストの健康影響に関する検討会」開催（第1回） **7.26**　一般大気中のアスベスト濃度モニタリングを10年ぶりに再開の方針 **7.28**　大気汚染防止法で規制するアスベスト建築物の解体工事について、一定規模以上との限定をはずし、全建築物に対象を広げる方針を示す		**7. 22**　アスベスト（石綿）問題に関する省内連絡会議を設置		**7.27**　消防庁、アスベストを使用している建築物において消防活動を行う場合の消防隊員のアスベストばく露防止のため、防塵マスク等の着用徹底を都道府県に通知
	7.29　第1回「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」(「アスベスト問題への当面の対応」を確認)					

2005	7.29 「石綿則」の施行に伴う石綿ばく露防止対策の推進を改めて指示（通達） 7.29 日本石綿協会に石綿含有製品の表示と文書交付の徹底を依頼（通達） 7.29 「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」を公開（第1回） 8.1 病院・社会福祉施設・公共職業能力開発施設における吹き付けアスベスト等の使用実態調査を都道府県に依頼（通達） 8.2 「石綿則」に基づき建築物の解体作業における石綿のばく露防止対策の内容を掲示（通達） 8.4 「石綿に関する健康管理等専門家会議」設置（住民への影響の実態把握・健康管理・健康不安解消のため、リスク評価に基づく健診対象・アスベストばく露者の健康管理法の検討）。中皮腫実態調査・関連職種別発がんリスク研究班発足 8.5 本省、全国７労働局、各労働基準監督署の石綿健康被害についての電話相談の内容を公表 8.12 建材等メーカーの石綿使用状況の情報公開・提供を依頼（通達） 8.22 石綿健康障害発生事業所周辺における健康相談（離職者及び周辺住民）開設（尼崎） 8.25 「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化検討会」発足（石綿代替可能時期の特定を目標とする）	8.13 アスベストの健康相談調査（７月末までの相談）中間結果を発表（アスベストを扱う仕事に従事したことがなく一般環境が原因の可能性が否定できない事例として、中皮腫116例、肺がん29例の報告） 8.18 第２回「アスベストの健康影響に関する検討会」開催（兵庫県内の中皮腫患者を対象とした疫学調査実施を協議）	8.19 建築基準法令によるアスベスト建材の規制のあり方などについて検討するため、社会資本整備審議会建築分科会にアスベスト対策部会を設置		7.29 学校施設等に吹き付けられたアスベストの適切な維持管理と飛散予防について周知（各都道府県教委等） 7.29 学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査を依頼（各都道府県教委等） 8.5 学校におけるアスベスト（石綿）を含有する製品の取扱い等について周知（各都道府県教委等）	8.2 消防庁、「火災予防条例（例）」の一部を改正し、ボイラーの蒸気管を被覆する遮熱材料の例示から石綿を削除（都道府県に通知） 8.3 消防庁、消防活動の際にアスベストばく露の可能性があることについて消防職員に対して周知を図る（都道府県に通知）
	8.26 第2回「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」（各省庁の「アスベスト問題への当面の対応」の改訂及び「過去の対応の検証」を確認。労災補償・公害健康補償の対象外の被害者救済立法の検討・石綿全面禁止時期の前倒しの検討・省庁間連携不備の反省に基づく連携体制の強化、の方針を決定。吹き付け石綿の使用状況を発表）（報道）					
	8.26 「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」の公開（第2回）。労災保険等における石綿ばく露による肺がん、中皮腫の認定状況を発表 8.26 吹き付け石綿の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底指導（通達） 8.29 石綿による健康障害発生事業所周辺における健康相談（離職者及び周辺住民）の実施を追加（通達）	8.26 アスベストの健康相談調査（8月1～15日までの相談）中間結果を発表（一般環境が原因の可能性が否定できない事例として、中皮腫23例、肺がん17例の報告 8.26 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設届出工場・事業場の公表（42工場で現在もアスベスト製品を製造中） 8.31 第3回「アスベストの健康影響に関する検討会」（環境省）・第３回「石綿に関する健康管理等専門家会議」（厚生労働省）の合同会議開催	8.26 運輸関連企業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査の結果を公表 8.26 アスベストにばく露する可能性があると思われる建設業関係の団体に対し、アスベスト被害の実態把握を行うよう依頼（事務連絡）	8.26 アスベスト製品を製造していない事業所での被害状況を発表 8.26 第1回アスベスト代替化製品対策検討会を開催		8.31 消防庁、消防職員の健康被害についての調査結果を公表（全国の消防職員と退職者を合わせた約18万人のうち、1995年7月から2005年7月までの10年間に3人が中皮腫を発症、うち2人が死亡。但し、消防活動との関連や、アスベストの吸引が原因かどうかは不明としている）

＊ （出典）「アスベスト問題に関する政府の過去の対応の検証について」＜http://www.soumu.go.jp/menu_04/asbest/pdf/asbest_07.pdf＞ ほか

執筆者一覧（執筆順）

(執筆者氏名)	(所属)	（担当項目）
山崎　隆志	総合調査室　専門調査員	はじめに、Ⅰ
土屋　慎一	経済産業課　調査員	Ⅱ-１、付表２、３
山口　聡	経済産業課　同	Ⅱ-１
堤　健造	社会労働課　同	Ⅱ-２
伊東　雅之	社会労働課　同	Ⅱ-３、Ⅳ-２、付表２
大塚　路子	国土交通課　同	Ⅲ-１、付表２
田中　久徳	文教科学技術課　同	Ⅲ-２、付表１、３
中村　邦広	農林環境課　同	Ⅲ-３、Ⅴ、付表２、３
柳澤　房子	社会労働課　同	Ⅳ-１
田中　敏	社会労働課　同	Ⅳ-３
中根　憲一	行政法務課　同	付表３
山崎　治	国土交通課　課長	付表３
宍戸　伴久	社会労働課　同	付表３